旧

考

余

録

旧 考 余 録 巻 之 \equiv 目 次

厭 欣 御 旗 前 後 考

文 明 明 応 頃 ょ IJ 被 為 用 事

井 田 合 戦 の 時 ょ IJ 被 為 用 事

清 康 君 逝 去 後 被 用 事

永 禄 年 五 月 廿 日 被 為 用 事

永 禄 六 年 正 月 + 九 日 同 廿 日 被 為 用 事

永 禄 七 年 正 月 向 乱 大 樹 寺 ょ IJ 立 L لح 11 ふ 事

東

照

宮

肥

前

玉

名

護

屋

御

下

向

の

時

も

被

為

用

事

并 紳 書 の 説

けること。 (神書)(忘れないよう

 \equiv 旧考余録

贈 清 信 親 大 康 光 氏 御 桑 大 樹 君 納 君 君 谷 逝 寺 御 言 廣 去 廣 墳 御 泰 忠 松 忌 應 忠 寺 名 親 墓 辰 寺 由 卿 考 評 君 異 緒 御 御 大 説 の 林 墳 塚 な 寺 事 墓 所 き • 等 考 法 事

考

大 大 樹 樹 寺 寺 に 松 御 應 再 寺 建 に 御 て 御 廟 追 石 遠 不 同 御 の 法 事 事 差 別 あ る

大

樹

寺

等

匹

筃

寺

御

由

緒

略

出

の

事

事

蔵

寺

の

記

異

同

あ

る

事

御 院 号 を 称 さ す U 7 御 道 号 を 唱 ふ る 事

旧考余録巻之三

厭欣御旗前後考

竹尾次春謹編

東 照 宮 河 国 に て 御 創業 の 御 時 、 常に立させられ U 厭 離 穢 土

欣 求 浄 土 の 御 旗 は 御 先 袓 より 用 ひさせられしと云、 或 は

東 照 宮 初 7 用 ひ さ せ 5 れ L لح ١J ふ の 説 あ) ' 又 御 馬 印 と 云

御旗といふの差別ありて、一様ならす

文明・明応頃より被為用事

浄 僧 筆 記 惠 暁 誉 源 굸 御 当 家 の 御 旗 は 欣 求 浄 土 厭 離 穢 土 の

文 な) ` 是 は 文 明二年 明 応 二年 両 度三河 玉 大 樹 寺 開 Щ

誉はでで 底点 上 人、 大 檀 那 源 親 忠 君 ^ 浄 土 の 法 門 を 演 説 勧

戒めること。

誡 の 時 同 国 伊 保 • 足 助 の 敵 軍 松 平 の 興 隆 を 妬 Ξ 討 Ļ さ h

لح 言 合 せ ` 数 多 の 人 数 を 差 向 L 時 所 化 大 衆 を 始 め 檀 那 百

どにより教化されるこ【所化】仏語。仏菩薩な

L `

姓 ま て 味 セ め 此 旗 を 以 7 討 出 け れ は 数 千 の 敵 軍 は

に そ ` 夫 ょ IJ 御 代 々 の 御 吉 例 لح な し 給 ひ 別 而 東 照 宮 は

案

に

相

違

L

敗

北

せ

し

か

は

此

以

後

の

御

例

لح

定

め

5

れ

け

る

再 ひ 登 誉 上 人 の 勧 化 を 信 仰 L 給 ひ ` 此 御 旗 を 以 て 河

玉 を 平 治 L 給 ひ、 夫 ょ IJ 甲 斐 • 信 濃 • 駿 河 ま て 攻 討 せ 給 ふ 終 に

天 下 御 成 就 な L 給 ^ る 事 ` 全 < 此 御 旗 の 御 利 運 故 な れ は

日 光 Щ に て も 御 神 宝 の 第 也 と云、 さ す か 南 光 坊 大 僧 正

> 者と また教化を受ける

説いて、教え導くこと。【勧化】仏などの教えを

な れ لح も 他 宗 の 旗 • 他 宗 の 文 を 御 神 宝 第 لح 定 5 れ U 事

大 神 君 御 世 の 間、 御 身 を 放 ち 給 は さ IJ L 故 な れ 八 御 子 孫 に

至 1) 候 て も 尤 御 大 切 思 召 す 所 な IJ 下 略

井田合戦の時より被為用事

深

秘

録

굸

`

清

康

君

御

事

之

後

伊

田

合

戦

之

節

州世

伊云田三

君郷 御合 事戦 之者 後天 織文 田五 信丙 秀申 八二 千 月 余 初 敗清 走 康 厭 離 之 御 旗 初

年 四 月 御 改 於 赤 金 扇 其 後 扇 子 骨 御 改 之

由

永

禄

六

浄 僧 筆 記 人詮記上 굸 厭 欣 の 御 旗 は 御 当 家 第 の 御 重

宝 な IJ ` 昔 河 国 لح 信 濃 玉 لح の 堺 の 住 人 鈴 木 氏 ` 足 助 の 領

主 挙 母 の 領 主 等 各 御 当 家 の 興 IJ 給 は h لح す る を 61 لح ひ

数 万 の 軍 を 率 U 来 IJ 攻 し 時 親 忠 公、 わ つ か の 勢 を 以

て

破 IJ 給 ひ L 時 ` 大 樹 寺 開 Щ 勢 誉 上 人 是 に 味 L 雲 水 百

姓 を 率 ひ 加 勢 せ 5 れ L 時 ` 此 文 を 白 旗 に 認 め 寺 の 後 ょ IJ

不 意 に 討 出 5 れ U か は ` 敵 軍 大 に 驚 き 靡 き 敗 れ け れ は

御 当 家 忽 ち 御 勝 利 لح な IJ U ょ IJ 此 御 旗 を 以 T 御 吉 瑞 の

御 旗 لح も 申 لح 云 ` 是 ょ IJ 向 宗 揆 を は L め 皆 此 御 旗 を

さ ۷ せ 給 ^ る な IJ 下 略

清 康 君 逝 去 後 被 用 事

紳 書 二云、 厭 離 穢 土 の 御 旗 は ` 清 康 討 れ 給 ひ L لح き、 信 秀 、 下げ Ξ

州

^

乱

入

セ

U

に、

親

忠

の

菩

提

寺

大

樹

寺

登

誉

上

人

僧

徒

人 を 集 め、 百 四五十騎 に て 打 出て後詰の 樣 に 見 せにけ る、 ょ IJ て

勝利ありけれは、其後用ひ給ひし

永禄三年五月廿二日被為用事

萬世家譜等社曰、増上寺書上

神 君 常 仏 道 御 信 仰 大 樹 寺 九 世 鎮 誉 上 人 御 旗

厭 離 穢 土 欣 求 浄 土 之 文 文観 也之 所 世 伝 者

書

記

于

右 御 旗 永 禄 \equiv 庚 申 五 月 廿 日 ` 大 高 開 城 大 樹 寺

被 為 入 之 節 上 人 奉 之、 自 夫 以 後 被 為 持 後 牧 野 家

被替於金扇之馬印云云

永禄六年正月十九日、同廿一日被為用

事

奉

岩淵夜話云、永禄六年正月十九日

家 康 公 畄 崎 の 城 を 御 立 被 成 Щ 中 に 御 陣 を 取 同 廿 日

牛 窪 の 城 ^ 御 登 1) 被 成 時 ` 本 多 平 八 郎 + 六 歳 の 時 な 1) L に

牧 野 内 に て 武 辺 の 侍 牧 野 惣 次 郎 لح 鎗 を 合 す る な IJ ` 牧 野

家 の 稲 垣 平 右 衛 門 لح 申 者 分 別 を 致 牧 野 に 異 見 を 加 ^ 酒 井

左 衛 門 尉 石 ||日 向 守 を 頼 Ξ 降 参 仕 牧 野 右 馬 允 御 旗 本 に 被

成 幸 右 馬 允 妻 子 無 之 = 付、、 酒 井 左 衛 門 尉 聟 に 成 て 御 譜 代

衆 に 劣 5 L لح 御 奉 公 た て を 致 す こ の 御 陣 ま て 御 馬 印 白 き

兀 方 の 内 に 墨 に て 厭 離 穢 土 欣 求 浄 土 لح 굸 文 字 を 書 た る を

御 持 せ 被 成 候 لح 11 ^ لح も 牧 野 金 の 扇 子 の 印 殊 の 外 見 事 也 لح

被 仰、 御 所 望 被 成、 御 馬 印 لح 被 成 然 れ لح も 牧 野 手 前 に も 其 侭

用 ひ 候 樣 に لح 被 仰 付 小 田 原 陣 迄 牧 野 馬 印 も 其 侭 金 の 扇 子 也

 \equiv 葵 続 録 굸 ` 世 所 伝 永 禄 葵 亥 正 月 廿 日 牛 窪 御

働 牧 野 右 馬 允 降 参 ` 此 御 陣 迄 厭 離 穢 土 之 小 旗 御

持 之 所 ` 牧 野 金 扇 依 見 事 御 所 望 為 御 馬 印

永 禄 七 年 正 月 ` 向 乱 大 樹 寺 ょ IJ 立 U لح 11 ふ 事

并紳書の説

御 家 譜 굸 ` 永 禄 七 甲 子 正 月 向 乱 最 中 ` 大 樹 寺 和 尚

登 誉 上 人 請 末 寺 御 旗 申 請 為 御 味 方 対 陣 於 向 宗

門 之 徒 故 浄 土 宗 之 旗 者 厭 離 穢 土 欣 求 浄 土 **|** 書

紳 書 三云、 向 揆 の 時 、 永 禄 七 年 正 月 + 日 針 崎 衆 上 和 田 を

攻 る、 大 久 保 父 子 防 戦 せ L に 五 郎 右 衛 門 は 討 れ 七 郎 右 衛 門 は

創實 を 蒙 IJ 上 和 田 殆 لح 危 L 中 略 神 袓 の 御 馬 印 白 五 幅 の 兀

方 に 厭 離 穢 土 欣 求 浄 土 لح 墨 に T 書 た る な IJ ` 是 は لح せ 御

戦 利 な か IJ L 時 、 \equiv 州 の 大 樹 寺 ^ λ セ 5 れ 登 誉 上 人 に 対 面

有 て 没 後 の 事 な لح 頼 Ξ 給 ひ て 御 自 害 あ る ^ か IJ け る に 上 人

لح ۷ め 参 5 世 今 度 御 合 戦 あ IJ T こ そ 兎 も 角 も な 5 せ 給 ふ

き ょ U す ۷ め 参ら せ て、 白 布 に 此 文 を 書 て 御 馬 の 先 に お L 立

当 時 の 霊 仏 九 郎 本 尊 を 上 人 は 11 た き 奉 IJ ` 僧 徒 以 下 を か IJ

催 L て 出 T 戦 ふ ほ とに、 御 戦 忽 利 あ IJ け れ は 子 孫 ま て 永 < 当

寺 の 檀 那 た る ^ き ょ L を 書 て 上 人 に 賜 ふ 上 人 そ の 御 筆 の

跡 を 九 郎 本 尊 の 像 中 に 納 め 5 れ T 今 に あ IJ لح 云、 是 此 御 馬

印 を 御 吉 例 の ょ L に T 用 \mathcal{O} さ せ 5 れ L な IJ 中 略 九 郎 本 尊 は

義 経 の 安 置 と云、 後 に 大 樹 寺 ょ IJ 御 持 仏 堂 ^ 納 め 給 ふ 元 亀 の

こ ろ、 信 玄 ょ IJ 美 少 人 を 仕 立 京 都 ょ IJ

家 康 公 ^ 宮 仕 に こ さ せ た ı) 抱 ^ 給 ひ し に、 此 本 尊 自 5 倒 れ L に

驚 き 給 ひ 御 目 覚 め た IJ L に、 彼 少 年 の 御 寝 所 ^ 忍 \mathcal{O} λ IJ L を

御 لح 5 ^ 有 T 糾 問 有 U か は、 事 の ょ L 顕 れ た IJ

公、 其 父 是 子 を 共 殺 に L 刑 給 す は لح す ١J L ふ て 甲 本 州 尊 ^ は 送 今 IJ は 遣 増 は 上 さ 寺 れ に L ま 程 に L ま 信 す 玄 怒 て

東 照 宮 肥 前 玉 名 護 屋 御 下 向 の 時 も 被 為 用 事

当 筑 寺 前 中 玉 黒 興 信 崎 誉 藤 存 田 村 道 上 清 人 林 Щ 者 地 武 城 蔵 院 縁 浄 Щ 蓮 寺 觀 記 智 玉 굸

師

東 存 照 應 神 大 和 君 当 尚 之 玉 遠 上 賀 足 郡 也 豊 於 茶 臣 屋 殿 下 原 招 被 請 征 信 朝 誉 鮮 之 欲 受 時 +

信 誉 申 굸 法 水 必 従 上 流 下 公 応 下 馬 굸 云

念

陣 在 礼 不 拝 師 当 登 高 岡 師 即 上 岩 上 時

庁 鐙 終 不 下 馬 受 + 念 存 道 着 袈 裟 $\frac{1}{\sqrt{1}}$

脱 奉 御 授 足 + 於 念 即 為 御 布 施 賜 小 刀 굸 云 此 時 御 旗 之

而

公

上

意

굸

軍

文 即 有 欣 求 浄 土 厭 離 穢 土 _ 行 之 文

旧考余録 三

謹 按 る に、 右 等 は 皆 世 に 伝 ふ る 所 な れ と、 多 < は 伝 説 の 謬 を

其 ま 7 る 或 は 初 て 用 さ せ 5 れ し لح 記 せ る を 見 て 全 < の

始 な IJ لح 思 ^ る ょ IJ ` 其 根 元 を 失 ^ る に 及 ふ 事 歎 す る に

あ ま 1) あ IJ ` 抑 此 御 旗 は 大 樹 寺 開 袓 勢 誉 愚 底 大 和 尚

右 京 亮 親 忠 君 لح は か IJ ` 大 樹 寺 草 創 の 時 玉 士 لح 伊 田 野 に

合 戦 あ IJ L に 此 文 を 以 て 旗 لح な L 給 ひ 数 千 の 敵 を 小 勢

に

て

突

崩

L

給

Ŋ

L

ょ

IJ

 \equiv

河

国

に

威

を

振

は

せ

`

御

手

広

<

な IJ 給 ^ は 御 当 家 の 御 吉 例 لح 定 め さ せ 5 れ 世 々 御 累

代 用 \mathcal{O} さ せ 給 ふ こ ۲ ۲ 源 栄 廣 誉 両 上 人 の 記 を 証 لح す

其のち 清康君も是を用ひ給へは

東 照 宮 は 御 初 陣 ょ IJ 猶 々 是 を 用 ひ 給 ひ L な 1) さ れ لے

廣 忠 君 御 事 の ゝち、 久 L < 駿 府 に お は L ま L け れ は ` 大 樹 寺

登 誉 上 人 寺 宝 を 出 し、 古 記 先 祥 に ょ IJ て 是 を 奉 IJ L ょ 1)

猶 御 吉 瑞 の 御 品 لح 定 め さ せ 給 \mathcal{O} L な IJ 此 御 旗 に 本

لح 流 لح の 別 あ る に ょ れ は ` 其 頃 は 御 馬 印 に も 御 旗 に も

御 さ L 物 に も 是 を 用 ひ さ せ 5 れ L に ゃ 今 日 光 Щ の 御 神

ょ L 又 御 武 器 帳 に は 行 書 に て 流 な IJ 又 筑 前 玉

宝

第

第

_

は

此

欣

求

浄

土

厭

離

穢

土

の

御

旗

に

て

流

の

浄 蓮 寺 の 記 の 画 に は _ 幅 の 白 地 に 行 書 な IJ ` か < 差

別 あ る を も T 考 る に、 す ^ て 御 旗 御 馬 印 • 御 差 物 等 何 事

に も 此 文 を 用 V さ せ 給 ひ L 事 明 5 け U 金 扇 御 馬 印 に

改 め さ せ 給 ひ U 後 は 用 ひ さ せ 給 は さる ゃ う お も へと、 西 玉

御 下 向 等 に も 用 ひ さ せ 給 ひ て 御 当 家 御 累 代 の 御 宝 旗

な れ は 御 代
7
悉 < 此 御 旗 を 用 ひ さ せ 5 れ U な) (1 さ れ は

四 海 を 昇 平 な さ し め 給 ひ L 御 神 器 لح 謂 且 此 文 は

恵 心 僧 都 ` 往 生 要 集 を 撰 は れ L 時 ` 観 無 量 寿 経 の 中 に

し あ を る 文 大 に 樹 ょ 寺 5 開 れ Щ て、 勢 六 誉 道 上 + 人 楽 の 其 広 頃 は 釈 乱 あ 世 IJ に L 時 て 四 の 民 句 其 所 な を IJ

得 さ る を 穢 土 に 比 せ 5 れ 天 下 を 浄 め 給 ^ る を 浄 土 に た

< 5 れ て 親 忠 君 に も と き き す ۷ め 奉 IJ て、 初 め て 用 ひ さ せ

5 れ U な h 歟 開 運 録 • 帰 敬 録 等 に は そ の **勧**(かんかい) (かんかい) の む ね 委

< 記すといへとも、 いし かゝと思へる事 も あ れハこゝに 出さす

親 氏 君 泰 親 君 御 塚 所 考

河 + 代 考 の 中 に 親 氏 君 御 廟 所 の 異 同 を 挙

康 安 元 年 四 月 廿 日 逝

去

て

云

関 野 済 安 河 記 高 月 院 書 上

河

聞

書

徳

]||

記

応 永 元 年 兀 月

廿

日

逝

去

松 源 大 系 譜

康 正 年 四 月 廿 日 逝 去

応 仁 元 年 四 月 廿 日 逝 去

異

本

Ξ

河

記

参

松

伝

家

忠

日

記

大

樹

寺

伝

記

右 書 の 外、 立 花 家 譜 に は 応 仁 元 年 丁 亥 四 月 廿 日 卒 と 云

東 照 軍 艦 に は 応 永 + 八 年 辛 丑 夏 兀 月 廿 日 夜 ` 弾 正 左 衛 門

信 秋 害 L 奉 る 年 鮗 三 十 四 歳 لح 굸 高 野 Щ 弥 勒 院 記 に は 応 永

十 \equiv 丙 戌 年 兀 月 廿 日 逝 去 لح 記 す、 松 平 太 郎 左 衛 門 家 譜 に は

応 永 + 癸 丑 年 兀 月 廿 日 逝 去 六 十三とあ) ` か < の こ لح <

異

説

多

し

لح

l I

^

لح

も

御

廟

所

の

儀

に

於

て

は

高

月

院

の

Ξ

な

IJ

又 武 徳 大 成 に は 兀 月 廿 日と の Ξ 記 U 年 号 な し 又 駿 府 金 米

Щ 宝 臺 院 の 御 位 牌 の 裏 并 過 去 帳 に は 永 享 九 年 四 月 廿 日

لح あ IJ 縁 Щ 過 去 帳 は 高 月 院 大 樹 寺 等 لح 同 是 等 の 記

類 今 異 同 を 糺 L 究 め hلح す れ は か ^ **り**っ 7 崇 儀 を 失 ふ ^ し

に有り。(黒表紙) 「家康文庫」

兀 月 廿日 は しり つ れ の 書 も 同 U け れ は、 たゝ往昔戦乱の 中 . ات 卒 去 ま L

ま せ L 御 事 ゆ ゑ 聞 及 ^ る ま ۷ を誰々も記 せし な 5 h 歟、 然 IJ لح ١J

لح も 御 墳 墓 の 地 に お ١J て は 正 挙 せ す hは あ る ^ か 5 す、 今 諸

書 所 挙 の 中 に

松 平 太 郎 左 衛 門 家 記 굸 親 氏 君 松 平 太 郎 左

衛

門

尉

芳

樹

院

殿

守 応 永 _ + 癸 É 年 四 月 _ + 日 逝 去 六 十三、号

河

俊 Щ 徳 翁 大 居 士 葬 所 松 平 郷 高 月 院

又 굸 親 氏 公 御 墓 之 儀 者 只 今 本 松 Щ 高 月 院 境 内 之 御 墓

所 無 相 違 御 事 = 御 座 候 歟 ٢ 奉 存 候

州 古 城 塁 地 理 志 云、 左 京 亮 有 親 嫡 子 親 氏、 永 享 元 年

有

故 上 州 世 良 田 ヲ 避 テ \equiv 州 松 平 J 郷 移 IJ ` 郷 主 松 平 太 郎 左

衛 門 在 原 信 重 婿 1 成 テ 其 家 ヲ 継 同 ク 太 郎 左 衛 門 親 氏 1 굸

康 正 年 兀 月 廿 日 逝 ス

河 墳 墓 記 云、 親 氏 君 御 墓 松 平 村 高 月 院 に あ 1)

+ 月 廿 五 日 λ 松号 寂 山本 ` 応 永 元 甲 戌 年 四 月 廿 四 日 親 氏 公 逝 去 丁 巳 此

松

平

郷

高

月

院

記

云

開

Щ

見

誉

寛

立

和

尚

永

和

節 御 導 師 は _ 代 目 浄 誉 閑 的 和 尚 相 勤 申 候

華 頂 Щ 古 記 굸 親 氏 君 御 墓 末 寺 \equiv 州 松 平 郷 高 月 院 に あ IJ

尊 牌 又 其 院 に 被 安 置

新 田 系 义 굸 親 氏 君 康 安 元 年 戊 申 兀 月 廿 日 御 逝 去

葬

松平郷高月院

高 野 Щ 弥 勒 院 記 굸 応 永 + Ξ 丙 戌 年 兀 月 廿 日 親 氏 君 逝 去

葬松平村

東 照 軍 艦 云、 于 時 応 永二十 八 年 辛丑 夏 兀 月 廿 日 の 夜、 弾 正 左

衛 門 信 秋 あへ なく も 親 氏 君 を 害 L 奉 る、 年 齢三十 四 歳 屋 敷 の 裏

な る 北 Щ に 葬 IJ ` 御 諡 を 春 Щ 徳 翁 禅 定 門 لح 号 す

縁 Щ 旧 記 굸 親 氏 君 御 法 諱 俊 Щ 徳 翁 ` 奉 号 芳 樹 院 御 墓

在于三州松平高月院

大業広記云、親氏君葬松平村高

立 花 氏 家 譜 云、 親 氏 応 仁 元 年 丁 亥 四 月 廿 日 卒 、 松 平 郷 高 月

月

院

院 = 葬 シ 芳 樹 院 殿 俊 Щ 徳 翁 大 禅 定 門 |

号

謹 按 る に 大 樹 寺 は 親 忠 君 開 基 成 L 給 ひ ょ IJ

御 代 々 御 墳 墓 の 地 لح 定 め 5 る 依 て 元 和 \equiv 年 新 に

親 氏 君 泰 親 君 信 光 君 の 御 石 碑 を 加 ^ 建 5 る 是

東 照 宮 の 命 に ょ る 所 لے 1) ふ 前 に 挙 る 所 の 書 Ξ な

親 氏 君 の 御 墳 墓 は 松 平 村 高 月 院 لح 記 す、 U か る に、 州 梁

Щ 村 妙 昭 寺 に も 親 氏 君 御 廟 塚 有 之、 是 は 太 郎 左 衛 門

寛 永 の 頃 此 寺 帰 依 の 事 あ IJ て 子 を 葬 する 事 あ IJ L か は

 $\overline{\Delta}$ 其 U 時 は 彼 かり 墓 に に 亚 て、 ^ 分骨 親 の 地 氏 君 に の も 小 あらさるたく 塔 を 造 立 せ ひ 他 L にも多か 也 た ۷ れ 石 は、 碑 法 を

諱 を 彫 刻 L 塔 を 建 て た る 所 な れ は لح て 悉 < 廟 塚 لح お も ふ

か 5 す、 凡 紀 伊 玉 高 野 Щ 洛 東 新 黒 谷 な لح に は 諸 宗 の 道

俗 貴 賤 の 墓 殊 に 多 葬 地 は 施 主 の 本 玉 に あ IJ て た ۷

塔 を た T 名 を 彫 IJ U の Ξ な IJ 是 に 類 L 妙 昭 寺 を

親 氏 君 御 分 骨 の 地 لح は 思 ιζι ^ か 5 す

河 墳 墓 記 굸 ` 泰 親 君 御 墓 有 ` 松 平 村 本 松 Щ 高 月

院

在

之

御 系 义 大 全 굸 ` 泰 親 公 御 墓 ` 松 平 高 月 院

河 聞 書 굸 ` 泰 親 君 松 平 村 高 月 院 葬 送

異 本 Ξ 河 記 云 太 郎 左 衛 門 尉 泰 親 葬 ` 高 月 院

高 月 院 記 굸 太 郎 左 衛 門 尉 泰 親 君 御 墓 当 Щ 有 之、 号 秀 岸

祐 金 大 禅 定 門

松 平 太 郎 左 衛 門 家 記 굸 泰 親 君 太 郎 左 衛 門 尉 河 守

親 氏 君 弟 ` 永 享 九 丁 巳 年 九 月 廿 四 日 逝 七 +五 ` 号 良 祥 院 殿

秀 岸 祐 金 大 居 士、 葬 松 平 郷 高 月 院

葬 祐 大 禅

月

院

に

`

御

法

名

を

良

祥

院

殿

秀

岸

金

定

門

لح

号

す

河

記

굸

泰

親

君 、

文

明

四

年

甲 辰

九

月

日

卒

去

本

松

Щ

高

謹 按 る に、 親 氏 君 泰 親 君 Ξ 河 玉 に 移 5 セ 5 れ U 御

事 跡 諸 書 に 載 る 所 等 L か 5 す、 是 は 打 つ ۷ け る 乱 世 な れ は

誰 記 U 置 る 人 も な 又 御 身 さ ^ 世 を 忍 は せ 5 れ 御 名 を

か < 氏 を も 改 められ け れ は、 御 袓 考 類 葉 の 訳 か 5 は 皆 後

人の記す所にして

東 照 宮 の 御 代 の 始 П 碑 に の こ IJ 民 間 に 伝 ふ る 事 な لح

あ つ め 記 せ る 事 お ほ か れ は ` 是 を 正 لح す れ 八 彼 に 違 7

左 を 実 لح す れ は 右 に そ む < 故 に 親 氏 君 泰 親 君

御 卒 去 の 年 月 日 審 詳 少 け れ は、 右のことく 出 す、 然 八 あ れ لح

は後哲これを正し、僕か不調を補給ふへ

L

た

か

^

る

事

あ

5

且 奥 州 胆 沢 郡 黒 石 村 梅曹 拈洞 華宗 山大 正 法 寺 記 に ` 徳 叼 弥 祐

徳]]] 世 記 \equiv 出 記 • \equiv 陽 軍 鑑 等 に 異 説 あ れ 共 別 に \equiv 河

叼

弥

•

妙

叼

弥

の

年

月

日

妙

叼

弥

の

子

妙

菊

等

并

東

照

軍

鑑

御八代考を謹述するか故に略茲

信光君 御名評

武 徳 大 成 記 굸 信 光 君 岩 津 = 城 ヲ 築 下 略

謹 按 る に 信 光 君 ょ IJ 廣 忠 君 ま て 御 六 代 の 間 八 御 逝

去 の 年 月 日 لح も 諸 記 同 に U て 異 な る 事 な < 御 葬 地 も 詳

な れ は 別 に 記 L 出 ^ き に も 及 は す、 さ れ لح 清 康 君 • 廣 忠 君 の

御 両 君 御 墓 所 を 書 出 せ る 寺 院 数 多 な れ は ` 其 事 は 末 に 記

U ぬ 凡 御 当 家 Ξ 河 玉 移 5 セ 5 れ し 後 信 光 君 を

御 嘉 苗 御 繁 栄 の 御 中 興 لح 称 す ^ き 歟 此 君 ょ IJ L て 御 武 名

世 に も ひ 3 < 郡 村 を も 多 < 知 IJ 給 ひ ぬ ること実 に l1 は れ あ る

事 な る ^ ŕ 抑 清 和 の 源 な か れ 遠 く し て 末 広 く 宇 陀 村 上 花

Щ 等 の 源氏 の 及 ひ給はさる 所 な 1) 旦 源 姓 を 初 め 7 賜 は IJ

経 基 王 ょ IJ は 代 に 及 は れ L を 頼 光 朝 臣 لے 名 け、 又 足 利 家

天 下 を L 5 れ L の ち の 第 世 を 義 満 公 لح 称 又 御 当

河 玉 に う つ 5 せ 給 ひ 7 の 御 代 目 を 信 光 君 لح 申

東 照 宮 方 夏 を 撫 給 ひ て ょ IJ 御 世 の 君 を

家 光 君 لح 称 L 奉 れ る な む ` 61 لح 目 出 度 御 名 に 7 御 末 葉 万 々

世 に 及 は せ 給 **^** る 御 瑞 兆 لح 申 奉 る **^** き 與欠 頼 光 朝 臣 • 義 満 公

信 光 君

仏

の

冥

慮

にても

やあらむ、

さにあらすは

١J

か

てか

く三にミつの

家 光 公 Ξ な 第 に 自 然とミつ の 文 字 附 せ 5 れ L 事 ` た 7 神

> を撫す)とある。中夏命に当たる以て方夏命に当たる以て方夏国「書武成」に誕膺天国「書武成」に延膺天工方夏」四方と中夏。中 れた、となる。 一され、人民を安ぜら 照宮は日本国中を統 野夏を撫給ひて...」東 たる。つまり「東照宮、んずる。膺=むね、あ夏は大の意。撫=やす称する語。中は中央、 = 中国人が自国を尊

訓 同 L か る ^ きや、凡三には み つ る の 訓 あ れ 八 第 三世に て

か < 目 出 度 御 祥 号 の 附 セ 給 ^ ること

御

神

胤

永

<

世

に

満

給

^

る

の

禎

祥

な

る

御

紁

の

葵

も

【禎祥】めでたいしるし。

Ξ つ の 縁 あ IJ 又 三 河 玉 ょ IJ 興 5 せ 給 ひ

東

照

宮

縁

Щ

を

御

菩

提

所

لح

定

め

5

れ

`

其

後

Щ

王

を

御

産

神 لح な さ れ ` 御 家 • 御 \equiv 卿 の 御 唱 も لح も に 目 出 度 御 事 لح

正 U L 5 < れ ま ぬ、 も とにも) (1 三宝 か くに の 冥 も 慮 天 地 に ょ 人三方明 IJ 主光 の らかに世 あ ま ね きかことく 人 三 編 (さんこう) の 道 を

御 世 万 々 歳 を 照 L 八 島 の 外 ま て は 5 ひ 清 め 給 ふ ^ き 事 の

世

に

あ

5

は

れな

む

御

儀

な

るへ

きもの歟

又三は参にて、

の

ほ

る

【三綱】儒教で人間の重 夫婦の三つの道をいんずべき君臣・父子・ う。多く「三綱五常」 と熟して用いる。

の 義 を 含 む 仍 而 参 内 参 詣 • 参 上 等 لح 云、 又 参 議 を

宰 相 لح 通 称 ` 参 政 لح 異 唱 な す も 皆 与 奪 の 義 あ れ 八

源 家 の 中 御 繁 栄 を 興 さ せ 給 ^ る 其 世 に 必 \equiv の 訓

同 し < 光 • 満 لح 附 さ せ 5 る ۷ 事 ` 後 裔 必 兀 海 に 充 満 L 御

家 名 を 万 邦 に 光 輝 せ U め 5 る ^ き の 禎 祥 歟 ` 抑 又 自 然 の

御 霊 徳 徳 沢 名分 ロ ữ **注**きせ に 自性性 ょ IJ ` の 上 義 天 冥 理 に に 名 応 附 す さ せ 事 5 凡 る 慮 ۷ の 所 は 與欠 か 名 体 か 不 た 離 き の

る

IJ

所 な 1) ` 凡 此 君 ょ IJ 御 手 広 に 御 武 名 も 高 振 に 至 5 せ

給 ^ 八 ` 御 徳 業 も 抜 郡黨 に て ` 玉 士 遠 近 共 雌 伏 の 訳 柄 等

又 河 御 八 代 考 に 謹 述 す 故 に 略 茲

是

その任にあたること。だつ)」権限をもって【与奪の義】=「与奪(よ

すること。 名実の相応いうこと。 名実の相応

清康君御墳墓考

大 樹 寺記云、 天 文 四乙未年 十二月五日、 尾 州 森 山二而 御 横 死 二 付

密 に 畄 崎 御 城 近 所 菅 生 丸 Щ 二而 奉 御 火 葬 御 導 師 は 当 寺

八 世 宝 誉 和 尚 相 勤 申 候 右 菅 生 丸 Щ لح 申 候 者 則 岡 崎 隨 念

寺之山:当寺末寺御座候、当山者

御 代 々 樣 之 御 菩 提 所 = 付 御 導 師 御 焼 香 奉 申 上 候 、 依 而 御

御 建 立 尊 牌 御 安 置 被 遊 候 ` 隨 念 寺 方 = も 御 廟 尊 牌 是 又

被 遊 御 建 候 、 天文十六丁未年十二月五 月 拾三回忌之時、 御 寄 附

之御判物有之候

廟

忌二付、

御

法

事

之

儀

被

道 甫 + \equiv 回 忌 為 孝 養 御 寺 近 所二付 以 真 如 寺 領 内

参 拾 貫 目 永 代 寄 進 候 ` 従 此 内 公 方 年 貢 大 門 簗 田

方 江 従 御 寺 弐 貫 五 百 拾 文 可 有 御 納 所 候 但 依 其 年

賦 可 為 検 見 次 第 候 、 田 畠 小 日 記 別 紙 有 之 候 、 作 人 者

附 為 誰 之 披 官 被召放、 御 寺之可為 御 計 候 、 於子々孫 々

可有違乱者也、仍末代之証文状如件

不

天文拾六年末十二月五日 岡崎三郎 廣忠 在

判

大樹寺

旧考余録 三

仰 付 白 銀 五 拾 枚 ` 隨 念 寺 江 茂 白 銀 五 拾 枚 被 下 候

畄 崎 瑞 念 寺 記 굸 ` 善 徳 院 殿 年 叟 道 甫 大 居 士 清 康 君

隨 念 院 殿 慶 堂 泰 栄 大 禅 定 尼 久同 姫息 君女 右 両 霊 尊 儀 之 御 廟

所 有 之 候 = 付、、 右 為 御 菩 提 所 永 禄 四 酉 年 月

大 樹 寺

東

照

宮

樣

`

新

=

御

建

立

被

成

下、

本

寺

第

九

世

鎮

誉

魯

耕

上 人 遺 弟 摩誉魯田 聞。 和 尚 を 以 当 寺 開 Щ لح ` 住 職 被 仰 付 之

寺 後 中本 魯山 方へ 院転 住 を を別品 開世 しと、成 隠 居其 厄所とし入(後又当寺 λ 八寂水 すり 其 時 寺 中 五 ケ 院 を 添 開

セ 5 る 慶 長 八 年 八 月 廿 月 関 原 御 帰 陣 之 節 御 朱 印 五 拾 石 を

賜 田是 中よ 兵り 部先 大 御 輔仏 入供 料 部 御 後 寄 没 附 収 田 す 有 لح 之 候 ふ処

出 崎 大 林 寺 記 云、 清 康 樣 往 古三 州 安 城 被 為 成 御 在 城 候 節

出 崎 城 主 西 郷 弾 正 左 衛 門 尉 信 貞 之 御 聟 養 子 لح 被 為 成 候 = 付

信 貞 者 出 崎 城 南 明 大 寺 村 江 被 成 隠 居 ` 畄 崎 御 城 者

清 康 樣 江 被 成 御 譲 ` 息 女 春 姫 樣 与 御 嫁 縁 御 座 候 右 西 郷

信 貞 者 大 林 寺 開 基 大 檀 那 二而 御 座 候 = 付 御 λ 城 後 時 々 御 参

詣 寺 門 之 破 壊 を 御 覧 之上、 享 禄 四 年 卯 秋 本 堂 并 御 祈 祷 殿

御

再

興

被

成

下

`

弥

々

永

代

可(たるべく) 為()

御

菩

提

所

御

約

定

被

遊

候

天

文

四

Z 未 年 + _ 月 五 日 御 卒 去 之 処、 御 奥 方 春 姫 樣 御 臣 下 衆 江 被 申

述 尊 骸 当 寺 江 御 送 \equiv 世 の 住 持 照 翁 奉 御 引 導 御 法 諱

善 徳 院 殿 年 叟 道 甫 大 居 士 لح 奉 称 候 ` 御 廟 者 御 祈 祷 殿 之 西

被 建 営 御 尊 牌 者 本 堂 東 之 壇 = 奉 安 置 候 春 姫 君 天 文

十 七 戊 申 年二月 十 六 日 御 掩 粧 御 法 号 花 捳 院 殿 芳 月 清 春 大 姉

لح 奉 称 候 御 廟 者 御 祈 祷 殿 之 西 北 二 有 之、 御 位 牌 者 本 堂 二 安 置 之

仕 候 御 祠 堂 御 寄 附 之 品 々 数 多 御 座 候

謹 按 る に 清 康 君 森 Щ と守 も山 に て 卒 去 後 畄 崎 の 諸

士

評

決 の 上 菅 生 に て 御 火 葬 申 上 L 処、 大 樹 寺 は 御 代 々

御 菩 提 所 た る に ょ IJ 先 例 に 任 セ 導 師 御 焼 香 彼 寺 ょ IJ 勤 め

5 れ 尊 牌 安 置 の 上、 御 中 陰 中 御 回 願 は 勿 論 御 年 回 等

に も 御 法 会 仰 付 5 れ L 事 必 定 な IJ `\ 大 林 寺 は 西 郷 氏 の 開 基

لح 굸 御 室 家 の 御 菩 提 所 な れ は 此 本 ^ も 御 分 骨 御 廟 を 建

さ せら れ 御 位 牌 も 御 安 置 あ 5 れ し 事 是 又 必 然 な る 然

れ は 三ケ 寺 の 記 録 異 な る に 似 た れ لح も、大 樹 寺 は 御 菩 提

所 な れ 八 御 導 師 を 勤 め 御 代 々 御 例 に よら せ 5 れ 御 廟 を

営 ま せ 5 れ 瑞 念 寺 は 御 火 葬 の 地 所 た れ は 是 ^ も 御 墓 を 建

さ せ 5 れ、 大 林 寺 は 御 室 家 父 袓 の 御 菩 提 所 に ょ IJ て 御 分 骨

あ IJ て、 是又 御 石 碑 造らせられ し事 た か ひ あるへ からす、 抑

清康君は

東 照 宮 御 袓 父 君 に て お は L ま U け れ は

東 照 宮 駿 河 玉 に お は L ま L ۷ 時 は 御 墓 ま う 7 御 霊 牌 御 拝

な 5 とは れ L をさの 事 も お 人々 ほ 3 仰 け を承 な 5 は さり IJ か し は る を、天正十八年 つとめ又香花 東 玉 の に 料 移 附 5 さ セ せ

給 ひ L の ち、 田 中 兵 部 大 輔 畄 崎 の 城 主 た IJ U 時 御 当 家

ょ IJ 附 さ せられ U 田 畑 ミな 没 収 せ L か は こ は L١ か な るう き 世

に せ لح 御 由 緒 の 寺 院 な け き を 重 ね 東 玉 に 下 IJ て 事 の ょ L

申 上 け れ は、 それ に 賜 物 あ らせら れ、 御 供 養 の 怠 IJ な き を 定

置 せ 5 れ L とな IJ ` 慶 長 五 年 関 ケ 原 御 勝 利 の ۷ ち、 同 L き 六 年

御 由 緒 の 寺 院 に 地 を 附 な き み た ま を な < さ め 再 ひ 香 花 の

光 5 は を せ 増 給 さ せ ひ け 給 れ ひ は 猶 ` 寺 御 祖 々 父 に の て 御 は 墓 是 前 ょ IJ は L き て 御 は 香 な 5 の 烟 ひ は な 都(とそう) **率**() < は に か

の ほ 5 U め 灯 の 光 は 六 の 岐 を も 照 す **^** き を ょ ろ こ ひ け る、 さ 7 も

此

君

の

御

墓

の寺に

築

セ

置

れ

け

れ

は

`

こ

۷

に

そ

の

旧

録

を

挙

7

弥勒の浄土。 第四、弥勒 率天。 欲界 事本】都率 弥勒菩薩が住むの都率天の略。兜

旧考余録 Ξ

親 疎 あ る 事 を 少 U < る U 置 ぬ る は か IJ に な む、 且 親 氏 君

河 国 に 移 5 せ 給 ひ U ょ IJ 泰 親 君 信 光 君 親 忠 君

長 親 君 信 忠 君 迄 皆 松 平 を の Ξ 称 せ 5 れ 御 本 性 を つ ۷ ま せ

給 Ŋ U な ij こ は 其 頃 足 利 氏 の 世、 殊 に 三 河 玉 八 其 門 細 |||色

吉 良 等 の L れ る 地 な れ Ń 憚 らせられ給 ひし に せ、 L か る に

清 康 君 八 勇 義 烈 雄 の 御 生 得 と云、 足 利 氏 も 次 第 に 衰 ^ け れ 八

今 八 何 事 を か 憚 h بح 思 召 れ しに せ、 初 而 世 良 田と 名 乗、、 城 北 地

続 殊 に 海 道 の 見 つ き な る 大 林 寺 の 禁 札 に 迄 記 さ L め 5 れ L 八

御 復 姓 の 根 基 لح 申 き に ゃ 東さ 照ら 宮八 御 永 複 禄 姓 年 遊 ハ中 さ新 れ田 し徳 な川 とに

な思 とへ をる 勘 は さ る清 の康 あ君 ゃ の ま う此 な時 るの 歟 事

贈大納言廣忠卿御墳墓等考

大 樹 寺 殿 廣 忠 卿 は

東 照 宮 の 御 父 君 に て お は L け れ は 大 樹 の も لح に 仕 ふ ま つ れ る

も の は 高 き しし ゃ U き ^ た て な 祭 拝 遥 礼 な L 奉 る ^ き 事 な IJ

け 1) 其 故 しし かんとな れ は、 皇 国久し く 乱 戦 の 地 となりて父子 。 の 親

U き も は な れ、 君 臣 の 行 ひ も す た れ て 強 きは ょ わきを合せ、 怠 れ る は

す ۷ む に 奪 は れ 昨日 のさちけふ のくるしき父は子をなつかし とも せ す

兄 は 弟 を 愛 する なく 互に親をも害し兄をもうちて、 己か世に た ۷ h لح

のミ 思 ^ る怖 しき心 の み に成行きて、さすか 形は 人 の 身 な れ とも 胸 の

ほ む らは 鬼 人に もをさ~~劣らぬ時に あ た れ る 世 の 中 に、 四 の 海 を

め、 兀 の 民 の 心 あら た め、 国 をゆ たかに 納 め 給 ひ て 正 L きに

かへし給へる

東 照 宮 を 世 に 降 L 給 へる 御 父 君 な れ は、 召 仕 は る ۷ 者 八 我 家 々 の

先 袓 の 恩 をおも Ϋ́ 今の身 の 安きをよろこふにも、 此 君 のい に L ^ を

仰 き 奉 5 ては かな ふ ま U き 事 なるへきを、すてに 此 君 を 過さ せ

給ひしよりは猶さら御代も定まり

東 照 宮 神 **a** 1) 給 ひ U の ちより も、二百年にあまりて、 つるき太刀ハ

身 に 帯 るのミにて、弓矢は 袋に おさめ、かしこく生れ来りし さちに

ま か せ昔 を忍 ふ はか りにて、 乱 れ し世の ふることは かたりつき、 ١J ひ

< にあ to ま IJ 多かり てまことを伝 ふるは稀なりけるにそ、 お のつ

か 5 学 ひ 極 む る も の さへ も U る せ る 文 のあとさきにまとひ、 又 は

つ の 書 に ょ IJ 7 外 を 見 ぬ 怠りよ りして、正しきことも末 に 至 IJ

て は Щ |||の 流 れ <u>く</u>て 其 の 源 にく 5 < 成 IJ ゆ < に 同 U か IJ け れ は

此 君 の 御 遺 骸 を お さ め 奉 IJ U لح 聞 えけ る も 大 樹 寺 のミ な IJ لح

思 ひ 定 め け る は た · ゝ僕か学: (キーフがれ) ひ の 少 き 愚さにのミおもへる、 の み

な 5 す 世 々 遠 < 皆 此 寺 を 御 廟 所 • 御 霊 前 と 定 め 置 け る لح 見 え て

何 < れ の 文に も左に しる せるに、此ころふと探索 のつ しし 7 此 君 の

御 終 焉 に 至 IJ う た か は る ۷ 事 の ありて、三河 玉 諸 寺 の 記 を 繰 閲

せ U に、 此 寺 の 外 四 筃 一寺に 御 廟 牌 あ IJ け れは、こは しし か な る 事 に ゃ

乱 れ たる世 の な らは しに て、そか中に は まことならぬ 事 な とも 交

記 あ IJ な h か と、 初 め て 思 ひ を لح ۷ め、 河 国 諸 寺 の 古 記 を 索

閲 L 記 中 ょ IJ 官 司 に 書 出 セ る 条 を そ の ま ۷ 精 抄 畄 崎 殿 の

御 葬 所 • 御 廟 地 な لح の 事 を L る さ Ь と、 先 諸 書 に の す る 所 の

逝 去 の 月 日 を 出 し ひ め 置 L 諸 寺 の 記 を 添 削 な < 列 出 L 後 に

本 縁 を 刊 定 ŕ 相 つ き て 四 寺 御 由 緒 の 事 か 5 を の 加 ふ る に

御 追薦の 深 遠 を L る す、 後 の 人 も L 此 君 の 御 廟 の 地 に つ き て

疑 あ 5 h に は 考 助 の た ょ IJ とも な 5 h 歟、 元 ょ IJ 文 華 の た め な 5

さ れ は 言 葉 足 5 す ゅ ゑ に 意 樹 の 正 U き を 捨 給 ふ こと な か る

御 逝 去 忌 辰 異 説 な き 事

武 徳 大 成 記 四 云、 天 文 + 八 年 己 酉 正 月 Ξ 月 尾 州 織 田 信 秀 卒

嫡 男 信 長 嗣 テ 其 衆 ヲ 領 ス、 畄 崎 衆 相 謀 IJ テ コ J 凶 事 = 因 テ

州 J 織 田 方二属 セ シ 敵 塞 ヲ 攻 破 リテ、 国 内 ヲ 平 治 セ ン | ス

然 レ 1 Ŧ 廣 忠 君 モ ニ 月 初 旬 \exists IJ 起 居 安 力 ラ スシテ三

六日逝去シ給フ、春秋二十四

御 年 譜 굸 天 文 + 八 年 己 酉 \equiv 月 大 六 日 廣 忠 逝 去

聞訃於尾州

附 尾 굸 ` 織 田 備 後 守 信 秀 正元 忠 弾 死 号 四 桃二歳

> 中 略

忠卿雖然岡·安城両城未岡崎之味方

 \equiv

州

遍

属

廣

同

因 斯 中 略 合 駿 州 河 勢 而 所 欲 攻 破 安 城 廣 忠 卿

発 病 四二歳十 卒 去 誠 以 義 元 之 威 光 徧 伐 従 \equiv 州 雖 震

> 天文十八年三月は三十 天文十八年三月は三十

旧考余録 三

武 威 於 東 海 不 幸 短 命 也 悋 之 嘆 之 法 名 号 大 樹 寺

殿 贈 亜 相 府 應 政 道 幹

烈 年 集

袓 成 績 成 功 記 創 業 記 武 徳 編

業

貫 将 開 軍 運 家 録 譜 \equiv 葵 大 業 録 廣 記 家 忠 知 日 記 恩 院 増

大 記 全 \equiv 州 松 聞 伝 書 武 \equiv 将 河 伝 記 本 数

松

應

寺

記

大

樹

寺

岡

崎

古

記

御

系

义

源

流

綜

東

遷

基

徳]|| 清 流 記 薨 日 記

松

源

大

系

义

徳

]]]

記

旧考余録 三

以

上

諸

記

皆

以

Ξ

月

六

日

`

為

正

嘗

無

異

説

紛

義

以

故

州

墳

墓

記

中

興

城

主

記

大

樹

帰

敬

録

記

補

成

諸記全文悉略茲

大 樹 寺 • 松 應 寺 • 大 林 寺 法 蔵 寺 の 記 異 同 あ る 事

大 樹 寺 記 云、 大 樹 寺 樣 天 文 + 八 年 酉 年 御 逝 去 之 処 軍 陣 物 騒

敷 折 節 故 ` 暫 大 林 寺 に 御 滞 棺 夜 中 密 に 能 見 原 に 於 て

御 葬 式 有 之 候 ` 其 能 見 原 は 唯 今 松 應 寺 之 地 是 也 当 寺 九

世 鎮 誉 上 人 御 導 師 に 罷 立 御 焼 香 申 上 候 同 所 而 御 火 葬 仕

御 菩 提 所 故 御 全 骨 当 寺 江 奉 収 候 ` 其 後 御 廟 御 建 立 尊 牌

御安置被為成候

出 崎 大 林 寺 記 云、 天 文 + 八 己 酉 年 三月 六 日 於 畄 崎 御 城

御 他 界 被 為 遊 候 ` 其 節 四 方 兵 乱 最 中 故 御 他 界 御 儀 御 沙

汰 難 被 為 成 御 時 節 = 御 座 候 ` 然 処 大 林 寺 儀 者 御 城 郭 近

隣 لح 굸 殊 に 清 康 樣 并 御 台 所 春 姫 君 樣 御 両 霊 樣

御 菩 提 所 故 、 三 代 目 之 住 持 照 翁 御 城 江 被 為 召 廣 忠 樣

尊 骸 之 始 終 委 被 為 仰 渡 夜 中 密 = 大 林 寺 江 尊 骸 被 為 成

λ 御 則 末 寺 安 養 院 住 持 利 賢 尊 骸 奉 沐 浴 照 翁 為 御 戒 師

浄 住 持 土 意 宗 伯 円 奉 頓 御 戒 剃 授 髪 与 并 尊 骸 御 奉 剃 納 龕 度 中 之 法 則 Щ 仕 之 僧 末 侶 寺 昼 光 夜 善 無 寺 怠

慢 大 切 = 奉 守 護 経 多 日 蜂 起 之 軍 兵 退 候 後 御 他 界 之 御 披

露 有 之 御 葬 礼 御 荘 厳 具 於 大 林 寺 相 調 ` 御 龕 前 之 御 法

事 奉 執 行 ` 当 Щ 境 内 能 見 野 لح 申 所 江 Щ 之 僧 徒 供 奉

御 龕 輿 奉 御 葬 送 候 砌 大 樹 寺 出 向 相 共 = 御 焼 香 • 御 引 導

御 葬 礼 • 御 法 事 相 勤 尊 骸 奉 御 火 葬 御 遺 骨 者 奉 移 大 樹

寺 候 大 林 寺 江 者 御 分 骨 仕 ` 尚 廣 忠 樣 御 代 之 御 肉 髪

御 爪 • 御 肌 附 等 御 納 被 為 遊 尊 牌 御 廟 所 御 建 被 為

置候、其後

神 君 樣 御 八 歳 之 御 時 大 林 寺 江 御 仏 参 之 節 住 持 照 翁 奉

所 御 = 供 宇 於 御 御 火 建 葬 立 場 被 為 為 御 遊 印 候 松 ` 樹 只 御 今 植 之 被 松 為 應 置 寺 候 = ` 而 其 御 後 座 候 右 之 中 御 略 場

廣 忠 樣 御 沐 浴 之 器 類 并 照 翁 自 筆 之 祭 文 等 今 = 有 之 候

御 中 陰 御 法 事 当 Щ 江 被 仰 付 Щ 出 勤 修 行 仕 候

出 崎 能 見 郷 松 應 寺 記 云 廣 忠 公 天 文 + 八 己酉 年 Ξ 月 六 日

於 畄 崎 城 御 逝 去 乱 世 御 合 戦 之 砌 二而 訳 合 有 之、 城 主 御 逝

去 之 趣 奉 隠 ` 依 為 近 所 大 林 寺 境 内 薬 師 堂 奉 λ 置 寺 中 安

養 院 光 善 寺 勤 番 = 被 附 置 夜 中 密 = 薬 師 堂 ょ IJ 能 見 原 隣

誉月光庵室之前二奉送葬候、此年

現 樣 御 八 歳 之 御 時 ` 被 為 遊 御 廟 参 御 悲 歎

之

余

1)

御 墓 **験**(しるし 与 御 手 自 松 株 被 為 植 ` 且 松 平 家 於 為 繁

御

塚

上

権

栄 者 松 葉 其 方 = 向 ひ 候 樣 二与 被 為 遊 御 祈 念 候 而 御 塚 之 辺

御回り被為在候

依 之 為 御 吉 例 ` 正 • 五 • 九 月 於 御 松 前 天 下 泰 平 御 武 運

御 繁栄之御祈願 相勤来! 候

右 之 御 松、 大 木 二 相 成、 別 而 東 之 方 江 向 候 而 枝 葉 栄 え 申 候 之 御 御祈 松念

有之 候故御鳥居 右 能 見 原 隣 誉 月 光 庵 室 之 地 江 永 禄

年

御 権 現 附 樣 被 遊 新 中 略 是 寺 ょ 被 IJ 為 御 遊 在 御 城 取 之 立 節 則 者 度 能 々 見 Щ 被 瑞 遊 雲 院 御 松 仏 應 詣 寺 候 لے 略中

廣 忠 公 於 畄 崎 城 御 逝 去 之 節 、 大 樹 寺 者 大 檀 那 = 而 其 寺 江 可 奉

葬 之 処 廣 忠 公 御 亡父君 之 御 為 = 織 田 信 秀 与 合 戦 之 思 召

有 之、 援 兵 を 今 川家二乞、 其 御 用 意 之 処、 風ふ 被 為 遊 御 逝 去 候二付

其 節 ` 尾 州 信 秀 方 ょ IJ 織 田 郎 五 郎 を \equiv 州 安 祥 之 城 = 被 籠

置 其 外 東 \equiv 河 田 原 之 城 主 戸 田 氏、 西 河 苅 谷 之 城 主 水 野 氏

皆 是 織 田 方 = 相 成 各 畄 崎 之 安 否 を 相 窺 ふ 砌 な る 故 御 逝

去 を 畄 崎 城 内 慎 Ξ 隠 さ h た め 幸 \mathcal{O} 近 所 付 大 林 寺 境 内 内 薬

師 堂 に 奉 隠 置 勤 番 に は 寺 中 安 養 院 光 善 寺 両 僧 を 被 附 置

廣 忠 公 之 御 家 臣 等 早 速 駿 州 今 Ш 家 江 致 注 進 ` 猶 々 城 を 古 め

安 祥 江 不 知 樣 致 用 心 大 林 寺 能 見 原 隣 誉

密

に

右

ょ

IJ

之

月

光

庵 室 之 前 江 奉 送 葬 、 土 を か き 上 ケ 置 候 ょ 既 に 前 後 敵 の 中 出

崎 之 城 主 逝 去 لح 申 儀 其 節 外 聞 を 怖 れ 顕 に 依 難 火 葬 則 密 に

致 土 葬 逝 去 相 隠 し、 別 而 籠 城 厳 敷 只 今]|| 家 ょ 1) の 加 勢 を 相

待、 無 難 三月 中 旬 駿 州 勢 共 に 合 戦 可 有之由二候 故、 土 |葬二致 候 ょ

権 現 樣 御 八 歳 の 御 時 ` 安 祥 落 城 = 付 織 田 郎 五 郎 لح

竹 千 代 樣 لح 人 質 御 引 替 相 済 竹 千 代 君 駿 府 今]][家 江

御 下 向 之 砌 尊 父 廣 忠 公 之 御 墓 江 被 為 遊 御 参 詣 御 葬 之

躰 御 尋 之 上、 乱 世 之 節 二而 唯 土 を か き 上 置 候 躰 御 悲 歎 之

余 IJ 末 々 之御験之為とて 御 手 自 小 松 を 引 セ 給 ひ、 御 植 あ IJ て

松 平 家 於 為 繁 栄 者 此 松 成 長 枝 葉 其 方 = 向 ひ 栄 ^ し لح

御念立被遊候由、慶長十巳年

権 現 樣 天 下 御 統 被 為 召 知、 御 吉 祥之後、 六 十 四 歳 の 御 時

廣 忠 公 御 廟 所 御 松 前 江 御 石 垣 • 御 玉 垣 • 御 鳥 居 • 御 拝 殿 御 柵

山中法蔵寺記云、天文十八年正月

朱

塗

•

御

塀

•

御

門

并

惣

御

囲

栗

木

矢

来

等

御

建

営

被

仰

付

候

権 現 樣 御 λ 学、、 月 迄 御 常 在 遊 さ る ۷ の 処、 六 日 廣 忠 君

逝 去 之 旨 畄 崎 城 ょ IJ 内 通 あ IJ U か は ` 師 範 教 翁 上 人 御 同

輿 に て 御此 年 八時 夜 中 竊 に 出 崎 城 ^ λ 5 セ 5 れ 老 臣 لح ۷ も に 閑

談 之 処、 当 時 物 騒 敷 折 な れ は、 逝 去 の 儀 披 露 な IJ か た ŕ 先 竊 に

御 内 葬 可 仕 旨 若 君 仰 5 れ L か は 評 定 相 決 当 Щ 教 翁 上 人

大 導 師 لح L て 矢 作 光 明 寺 住 持 親 阿 لح ۷ も に 御 剃 髪 沐 浴 L

奉 IJ 帰 戒 を 授 け 奉 IJ 御 法 号 を 慈 光 院 殿 應 政 道 幹

大 居 士 لح 贈 奉 IJ 御 内 仏 壇 前 に て 焼 香 申 上 夜 中 隠 密 に 遺

骸 を 大 林 寺 に λ 奉 (I 彼 寺 叼 弥 陀 堂 に 於 て 住 持 照 翁 上 人

لح 7 も に 御 引 導 内 葬 式 を 執 行 \mathcal{O} 後 大 林 寺 領 能 見 原 に お ١J 7

火 葬 L 奉 IJ ゅ か < 7 教 翁 上人 御 睱 乞 の 時 若 君、 上人を慕 は セ

給 ふ こと 恰 も 御 父母のことく な U 給 ひ、 又 々 当 山 へ λ 所 中 略

廣 忠 君 の 御 分 骨 を 瓶 内 に 納 め 奉 IJ て、 当 Щ 中 御 先 祖 方 御 廟

塔 の 地 に 御 遺 骨 を 納 め 長 七 尺 余 の 五 輪 の 石 塔 を 築 き 奉 1) 供

僧 を 添 さ せ 5 る、 今 塔 頭 慈 光 院 は 其 時 の 供 僧 の _ な IJ 其 の ち

六 月 に ١J た IJ 廣 忠 君 逝 去 の 御 披 露 あ IJ て、 大 樹 寺 に 於 て 御 本

葬 式 執 行 は せ 給 ふ 此 節 御 法 号 瑞 雲 院 殿 لح 改 IJ け れ لح も 当

Щ に て は 今 も 猶 慈 光 院 殿 لح 称 L 奉 1) 候

開 運 録 굸 畄 崎 J 松 應 寺 八 元 廣 忠 公 火 葬 場 J 傍 = 在 ケ ル 草

庵 ナ 'n 竹 千 代 君 其 地 二 松 ヲ 植 エ 祝 給 ケ ル 八 若是 松 平 J 家 J

興 隆 セ 八 此松枝葉共二長スヘシ、 モシサナクンハ速ニ枯 木 トナラント

心 中 誓 ヲ 篭 給 フ、 其 松 年々二茂 IJ 盛 ^ ケ レ 八 慶 長 七 年 壬 寅 J

春、 彼 庵 室 ヲ 御 造 立 ア IJ テ、 松 應 寺 | 号 シ 給 匕 ケ IJ

謹

按

る

に

畄

崎

殿

御

廟

地

の

事

此

四

筃

寺

同

宗

な

れ

لح

も

流 分ちあ IJ て、 互に 疎 遠 隔 越 な れ は、 記 す 所 も又 ひとし か らす

此 中 寺 つ ۷ 同 流 な れ بح も 皆 吾 寺 の 栄 功 を 人 に も 世 に も

U 5 せ ま ほ U け れ は、 か < のことく 異 同 あ る 歟 出 崎 殿 卒 去

の 時 家 臣 衆 隠 密 の 沙 汰 に て 織 田 • 今]][^ の 聞 え を は ۷ か IJ

法 蔵 寺 は 平 生 御 帰 依 と云、 ことに 道 も 隔 IJ け れ は 却 T 内

評 定 の 為 に 便 宜 も ょ 又 臣 下 衆 に 檀 家 も 多 け れ は 記青 に山 は 家

右教 に翁 上 同 人 は け 畄 れ 崎 と殿 預 御 族 さ لح る 有 事 之 な当 れ寺 は由 ・ 緒記士 も 法 蔵 寺 を 召 れ

御 密 葬 其 外 の 事 を 談 せ らる ۷ の 時 先 御 城 内 に お しし て

御 棺 内 ^ お さ め 香 剃 • 沐 浴 • 御 回 願 • 御 供 養 申 上 御 法 号

捧 け 奉 IJ L 事 必 然 な 5 h 御岡 内崎 城 仏 に の 今 後 持 に仏 て営曲 其 輪 後あ 黒り、 本 尊 説に 安

収置 一の所と λ の 庫云 と又も御 いる。 其 の ち 法 蔵 寺 言 上 并 臣 下 衆 の 内 評 に

ょ IJ 7 城 隣 た る 大 林 寺 ^ 密 々 送 IJ 奉 IJ 彼 寺 の 本 堂 に

御 滞 棺 の 上 家 士 中に さ ^ 内 密 な れ は い大 へ林 る 寺 は に 此 て 時 御 な り内 然 葬 とな もと

大 御 林法 寺号 ょは り法 御蔵 寺 法 ょ 号 IJ さく 奉 IJ けし しを と御 い採 ふ用 あ 事 IJ 記 U 録 に に ゃ、 見 え此 す時 出 祫 の 町

町 は 勿 論 御 領 所 等 に 7 此 御 事 を 知 れ る も の な か IJ L لح な h

か

<

7

駿

河

^

使

者

馳

行

け

れ

は

`

か

の

方

に

て

も

種

々

評

定

の

上

警 衛 の 士 あ ま た 来 1) ` 尾 張 勢 并 当 玉 に あ る 所 の 織 田 方 の

防 禦 の 手 あ て な لح 厳 重 に 相 定 万 事 義 元 の 指 揮 を 問 合 せ

臣 下 衆 同 安 堵 の 上 御 領 分 ^ も 披 露 あ IJ け る 歟 野 見 原 八

広 々 た る 地 に て、 隣 誉 貞 鈍 上 人 月 光 庵 に て 心 静 に 修 行 の

た め 大 樹 寺 を 隠 居 L 結 庵 清 寞 の 地 な れ は 其 近 き 所 に

葬 IJ 則 御 廟 所 守 供 に 充 5 れ L 歟 ` 大 林 寺 ょ IJ は 境 内 لح 굸

法

蔵

寺

ょ

IJ

は

大

林

寺

領

と云、

大

樹

寺

ょ

IJ

は

右

の

沙

汰

な

<

唯 当 Щ 隠 居 月 光 庵 لح 云 大 林 寺 は 城 主 西 郷 氏 の 開 基 に 7

野 見 原 لح 程 近 L 今二 八· 町三 つ町 ゝ あ きり 其 頃 は 今 のことく 町 屋 も 非 さ れ 八

境 内 لح 61 は h も 領 分 لح しし は h も 同 L 事 に て、 しし か に も 大 林 寺 由

緒 の 地 所 な る ^ ŕ U か れ لح も 広 野 な れ は ` 隣 誉 此 地 の 眺 望

静 寂 を 愛 ر ا 大 林 寺 ょ IJ 地 を 乞 ひ て 結 庵 せ る 歟 大 樹 寺 大

林 寺 同 L < 松 平 氏 の 開 基 な れ は 水 魚 の 思 ひ に T 隣 誉 か 道

徳 を 慕 ひ、 大 林 寺 ょ IJ 隠 地 に ゆ つ IJ し に せ、 又 大 林 寺 の 地 続

な IJ L か ۲ 領 地 に も あ 5 さ れ は 隣 誉 か 心 の ま ۷ に 結 庵 セ る 歟

そ か の た 程 な 東 の 方 は 畄 抑 崎 野 の 町 の に 原 近 < しし 南 は 大 四 林 時 寺 の 眺 木 望 立 l1 繁 IJ

は

L

る

^

からす、

見

لح

^

る

は

の

は

h

西 に 矢 作 の]][流 れ 清 < 乾 に 猿ヵ 投ヶ の Щ 高 < 聳 え 白 雲 常 に

麓 を め < IJ 北 に 大 樹 寺 の 堂 宇 松 間 に あ 5 は れ 猶 遥 に Ξ

河 信 濃 の 峯 々空に つ ۷ き、 当 国 に な 5 ひ な き 眺 望 の 地 な れ 八

能 見 لح L١ ひ 又 郊 野 の 見 渡 U 勝 れ L か は ` 野 見 لح も 書 る に せ

隣 誉 か 結 庵 も 西 方 落 日 の 勝 観 に 便 IJ あ IJ لح て ` 大 樹 寺 隠

居 の 7 ち 独 座 静 修 せ L な 5 h 歟 大 樹 寺 は 親 忠 君 ょ 1)

御 代 々 の 御 菩 提 所 な れ は ` 表 御 葬 礼 は か の 開 Щ ょ IJ +八

代 目 昌 蓮 社 乗 誉 上 人 な IJ L を 出 向 御 葬 送 申 セ لح 61 ふ 歟

又 大 樹 寺 の 記 に 異 流 同 列 葬 送 な L لح あ れ と、 そ は 我 執 つ ょ <

独 IJ 自 Щ の 功 操 لح な さ h 為 な る ^ け れ ح , 正 傍 弁 ^ ぬ 事 な 1)

今 た 昔 لح 自 他 宗 に て も 縁 に ょ IJ 諷ふ 経じゅ 焼 香 納 経 古 拝 の 葬 送 は

同 列 同 御 な 葬) (1 送 あ 大 IJ 樹 L 寺 な 御 る 導 師 ^ つ L لح 且 め 法 奉 蔵 IJ 寺 L 時 の 記 外 御 \equiv 年 ケ 譜 寺 大 成 諷

経

と。を声をあげて読むこを声をあげて読むと

旧考余録 三

記 編 年 集 成 烈 袓 成 績 河 記 等 に 異 な れ は l١ か ۷ と <u> </u> ^ き

所 も 多 け れ ۲ 近 世 す 5 義 を 種 々 に 言伝 ふ れ は、 ま L て そ の

か み の 事 書 に ょ IJ て 書 を 破 す ^ か 5 す、 慈 光 の 御 院 号

大 樹 寺 大 林 寺 松 應 寺 ょ IJ は l١ は す L て、 諸 事 に 散 在 す る

事 ふ る け れ は、 法 蔵 寺 の 記 も 虚 設 とすへからす、 今 誠 に 此 四 を

合 同 セ L め は ` 初 め 法 蔵 寺 は 御 城 内 に て 密 々 の 御 沐 浴

御 香 剃 を つ لح め、 御 内 仏 に て 戒 を 授 け 奉 IJ ` 御 回 願 御 供

養 御 法 号 を さ ۷ け U は 必 定 な) ' 次 に 大 林 寺 ^ 移 L 奉 る 時

か の 寺 に て 又 御 法 諱 を 御 位 牌 に L る L ` 勤 番 朝 暮 御 回

節、 御 香 剃 の 式 御 法 会 御 回 願 あ IJ L 事、 是又大 林 寺

願

の

時

ょ IJ 書 上 の こ と く な る ^ Ų 次 に 野 見 原 に て 御 葬 送 あ 1) L 時

大 樹 寺 来 IJ 御 導 師 つ لے め 其 後 御 中 陰 御 法 要 表 立 L 事 八

悉 皆 大 樹 寺 な IJ 但 L 此 \equiv 個 寺 ょ IJ は 御 火 葬 لح 申 け れ لح

松 應 寺 に て は 御 土 葬 لح 記 U あ れ は しし か に も 御 土 葬 な る ^ L

日

本

中

古

以

来

王

公

貴

賤

同

火

葬

セ

U

に

き

後

陽

成

院

ま

て

御 火 葬 な ı) そ の ۷ ち は 御 火 葬 の 御 規 式 の Ξ あ IJ 7 御 土 葬 لح

な れ IJ 畄 崎 殿 を も 御 火 葬 لح 言 伝 ふ る は ` 御 先 例 な れ は

さ も あ る ^ け れ ۲ 此 時 は 御 土 葬 な IJ L 事 必 然 な 1) 今 松 應 寺 の

御 廟 前 御 玉 垣 • 御 石 垣 • 御 鳥 居 御 門 等 を 始 め、 も L 御 火 葬

な IJ セ は 其 御 跡 は か IJ な る を、 ١J か てか < の ことく 厳 重 に 御 进

置 か せ 5 れ、 別 に 宇 を 御 建 営 あら せ らる ^ き、 殊 に 武 徳 大 成

記 굸 慶 툱 + 七 壬 子 年 正 月 廿 六 日 神 君 大 樹 寺 ^ 御 参 詣

あ IJ て 先 袓 の 御 廟 を 拝 セ 5 る ` 直 に 松 應 寺 ^ 御 参 詣 あ IJ 7

尊 考 贈 大 納 言 君 の 御 墓 を 拝 L 給 ふ ` 寺 僧 等 各 賜 物 あ IJ لح

あ

れ

は

御

遺

骸

は

当

寺

に

蔵

め

尊

牌

所

は

大

樹

寺

な

る

事

明

か

な IJ 故 に 今 に 至 IJ 御 年 御 法 会 の 時 は 必 大 樹 寺 の 外 松 應

寺 ^ も 御 法 事 料 を 賜 る 事 御 例 な れ は、 争 ふ ^ きに あらす、 さ れ 八

建 さ せられ、 法 蔵 寺 も 右 に 同 L < 御 U る L 立 さ セ 5 れ L な 5 h 歟

大

林

寺

の

御

廟

は

御

休

棺

の

地

な

れ

は

御

爪

•

髪

を

納

め

御

廟

を

慈 光 院 殿 の 御 法 号 は 法 蔵 寺 ょ IJ さ 7 け ` 表 立 7 御 葬 式 の

亡母は「妣ヒ」と対。【尊考】=「考」=亡父。

御 時 瑞 雲 院 殿 の 御 法 号 を 大 樹 寺 ょ IJ 奉 IJ L لح し 5 る

大 樹 寺 過 去 帳 に は、 應 政 道 幹 لح のミ あ IJ て 御 院 号 な 貞 鈍 隠 士

大 松 樹 應 寺寺 隠 開 居山 御 廟 守 لح し 7 後 寺 御 造 営 被 仰 付 る ۷ の 時

東 照 宮 御 手 植 の 松、 御 祈 念 に 応 東 に 向 ひ 枝 葉 盛 茂 せ L か は

寺 号 附 ^ き 命 あ IJ L 時 貞 鈍 ょ IJ 寺 院 Щ の三号を さ ۷ け L لح

見 え た) (1 其 時 ょ IJ 畄 崎 殿 を 瑞 雲 院 殿 لح 号 セ し に き ` 又

此

 \equiv

号

は

ゃ

は

IJ

大

導

師

つ

لح

め

奉

IJ

L

大

樹

寺

ょ

IJ

捧

け

U

か

は

御 院 号 其 時 ょ IJ 称 L 奉 IJ に や、 今 大 樹 寺 御 累 袓 の 御 廟 塔 八

元和三年

台 徳 院 殿 の 御 再 営 な れ は、 三河 御 代 々 の 御 院 号、 此 時 贈 IJ 奉

1) L に ゃ لح も 思 は る、 L か る を、 元 和 ょ IJ 先 の 御 位 牌 に 御 院 号

あ る 事 は 後 世 御 加 号 を 書 加 L な る 仍 て 四 箇 寺 は 御 由

緒 正 等 の 事 に L て、 其 中 に も 分 け て 別 出 大 樹 寺 は 正 本 の 御

導 師 御 霊 前 所 松 應 寺 は 御 遺 骸 現 存 の 御 霊 地 大 林 寺 は

数 月 御 滞 棺 の 御 因 縁 法 蔵 寺 は 御 城 内 御 香 剃 御 密 葬 の

導 師 な る **^** 又四ヶ 寺 同 の 列 の 時 は、 大 樹 寺 は 御 導 師 余 の

筃 寺 は 諷 経 列 衆 の 焼 香 あ IJ し لح l1 ふ し、 既 に 松 應 寺 は

道 幹 君 の 御 遺 骸 を お さ め 葬 IJ L の 御 場 所 な れ は 御 建 立 の

後 綸 旨 伝 を 賜 奏 衆 ^ 1) ^ 申 U 大 入 成 5 記 れ 云、 勅 慶 願 長 所 十 六 لح な 年 ŕ 廣 後 忠 年 卿 住 贈 持 大 に 紫 納 言 服 の の

勅 許 = = IJ テ、 参 州 畄 崎 = 松 應 寺 ヲ 新 二 造 立 ア IJ テ 寺 領 ヲ 附

セ ラ レ 住 僧 二 紫 衣 ヲ 玉 フ 綸 旨 松 應 寺 = ア IJ 下 略 御 年 譜 云

慶 툱 + 七 · 壬 子 年 正 月 大 二 · + 日 至 畄 崎 廿 六 日 詣 于 大 樹 寺

松 應 寺 賜 銀 住 持 下 略 林 大 学 頭 旧 記 굸 ` 大 樹 寺 法 会 記

巻 廣 忠 君 の 御 霊 牌 ` \equiv 河 玉 大 樹 寺 に 有 之、 慶 安 元 年

御 百 年 忌 に 当 5 せ 給 ふ に 依 て 御 法 事 あ IJ L に ` 仰 に 依 て

其記を作る 是等の書によるに

東 照 宮、 大 樹 寺 • 松 應 寺 に 詣 給 ひ、 大 樹 寺 を 御 先 袓 の

御 霊 牌 所 لح な L ` 松 應 寺 を 道 幹 君 の 御 廟 所 の ミと

定 め 給 ひし な 5 む 歟 右 のことく 御 当 家 に 於 て 御 由 緒 正 しく

御 大 切 の 御 場 所 な れ は、 寺 領 あ ま た 附 さ セら るへ き を、 他 玉

に て 諸 寺 院 ^ 賜 は れ る ょ IJ も 少きは 1) か ۷ の 故 な 5 h لح 思 ıŠ١ に

東 照 宮、 関 東 ^ 御 替 封 の ۷ ち、 畄 崎 ^ 田 中 兵 部 大 輔 入 城 有 け れ 八

夫 ま て の 寺 領 をこと/ Ż · 没 収 ŕ 旦 無 禄 と成 IJ L を 関 ケ 原

御 勝 利 の 後、 夫 々愁訴 L 奉 IJ け れ は、 前 領 に L た か ひ 御 朱 印 を

賜 IJ け る ` 然 る に 御 本 玉 故 御 家 の 御 由 緒 多 き 寺 社 の 数

他

国

に

U

け

れ

は

却

つて

他

玉

ょ

IJ

は

は

ふ

か

れ

給

ひ

U

لح

な

り、こ

の

陪倍

事 を 或 寺 僧言 上 L け れ は、 凡 寺 社 ^ 百 石 賜 る は 武 家 万 石 に

等 L か る ^ ŕ 其 、故は、 当 家 の 由 緒 は 当 玉 に 多 け れ は、 も L 寺 社

こ لح に 願 のことく与 ^ な は、三 河 国 は 寺 社 の 領 に な す とも

足 る **^** か らす ٢ 仰 け る と 或 書 に 出 すと l١ ^ とも、 真 偽 は か 1) 難 U

桑

松 平 ` 夫 忠 政 者

東 照 宮 御 庶 兄 也 母 大 給 城 主 松 平 和 泉 守 乗 正 女

於

久

称

天

文

+

丑

春

畄

崎

城

生

然

処

廣

忠

君

水

野

忠 政 息 女 入 輿 事 申 来 其 頃 水 野 氏 威 勢 有 之 為 御

軍 慮 御 取 結 被 成 度 御 心 替 二八 無 之 由 母 ^ 御 内 談 有 之

処 御 答 御 手 広 御 繁 昌 御 願 申 之 間 早 々 御 返 事 可

被

成

旨

御

相

対

相

済

弥

λ

輿

定

岩

津

普

請

出

来

引

移

後 廣 忠 公 度
7
亭 御 入 被 遊 則 百 五 + 石 忠

旧考余録 三

太 夫 家 普 굸 家 袓 松 平 右 京 大

彦

谷 廣 忠 寺 由 緒 の 事

政 母 化 粧 田 賜 之 母 病 死 後 忠 政 賜 之 中 略 天 文 +

八 己 酉 年 月 六 日 廣 忠 御 逝 去 = 付 母 薙~~ う 髪っ

改

妙 琳 母 桑 ケ 谷 村 居 住 中 略 永 禄 五 壬 戌 年

神 君 西 寄 蒙

之 郡 御 働 之 時 忠 政 之 亭 御 立

及 御 落 淚 其 節 宇 建 立 仕 度 旨 奉 願 処 被 仰 付 可

寺 旨 且 以 槻즺 新 開 Ш 被 仰 付 改 恵 最 和 尚

号

廣

忠

御

懇

之

命

道

幹

君

御

位

牌

御

拝

被

遊

甚

敷

被

為

 \equiv 州 桑 谷 廣 忠 寺 記 厶 ` 開 Щ 槻 新 者 母 者 松 平 氏

照 宮 之 御 舎 弟 也 於 桑 谷 村 出 生

東

神

君

御

誕

生

日

年

月

日

時

同

事

故

可

出

家

旨

旧考余録 Ξ

盯 政 廣 之 忠 公 道 願 蒙 幹 宇 君 仰 建 御 畄 改 位 立 崎 之 牌 槻 殿 新 御 節 字此 為 安 為 不間 分之明文 置 開 曹 Щ 洞 應 賜 宗 御 政 五 僧 在 十 判 中 貫 略 之 後 文 賜 依 御 兄 御 書 忠 黒

太 道 夫 幹 大 御 殿 在 槻 禅 判 新 定 門 父 也

謹 按 る に 忠 政 の 譜 并 寺 記 لح も に 載 る 所 他 に 証 لح 為 セ る

書

も

見

え

す、

河

墳

墓

記

に

は

廣

忠

君

の

御

廟

所

地

の

ゃ

う

に

書 な す لح ١J ^ とも さ に あ 5 す、 た ۷ 私 に 宇 を ひ 5 き

東 照 宮 に 乞 奉 IJ て 道 幹 君 の 御 位 牌 を 安 置 せ L は か IJ

な IJ さ れ は 此 寺 を 開 基 せ L 忠 政 於 久 姫 لح も に 没 後 は Щ 中

法 蔵 寺 に 葬 IJ L な 1) ` 殊 に 其 頃 賜 は 1) L لح 11 ^ る 五 + 貫 文 の

御廟の御場所なとゝ思ふへからす

地

も

今

は

寺

に

伝

^

す

か

۷

れ

は

道

幹

君

の

御

位

牌

所

1 犀の街地角をといまだく からず

大

樹

寺

等

四

筃

寺

御

由

緒

略

出

の

事

三河国額田郡大樹寺村浄土宗鎮西流白旗派洛東惣本山知恩院末

卜二物高七百三石 三河国額田郡大樹寺村

御判

除

地

并

御

祠

堂

金

有

之

成

道

Щ

松

安

院

大

樹

寺

旧考余録 三

勅 願 寺

常 紫 衣

開 Щ 真 蓮 社 勢 誉 上 人 愚 底 聖 訓 大 和 尚

開 基 大 檀 那 松 平 右 京 亮 親 忠 君

Щ 起 立 記 略 云 開 Щ 勢 誉 聖 訓 上

人

関

東

修

行

成

後 於 浄

 \equiv 州 鴨 田 村 西 光 寺 弘 通

時 領 主 松 平 親 忠 君 延

城

説

法

感

其

道

徳

+

夜

念

仏

以

為

子

孫

土

真

宗

道

俗

帰

之 約 明 応 年 井 田 合

成

師

檀

鄕

化

扇

就

当

 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 宇 名 成 道 Щ 松 安 院 戦 大 之 樹 後 寺

菩

提 御 所 家 尓 臣 後 同 為 御 檀 代 家 々 古 弥 文 帰 書 寺 甚 門 多 下 略

物

御

門

累

代

御

現

益

起

賜 御 判

旧考余録 三

武 徳 大 成 記 굸 ` 親 忠 君 当 家 再 興 J 祈 祷 又 八 先 袓 菩 提 J

タ 人 1 思 召テ、 額 田 郡 鴨 田 | 굸 処 寺 ヲ 建 立 シ 玉 ヒ、 寺 領 ヲ 寄

附 シ テ 大 樹 寺 | 名 ケ 玉 フ、 大 樹 八 将 軍 J 別 号 ナ 'n 後 々 御 子

孫 大 将 軍 1 ナ IJ 玉 ヒ、 天 下 ヲ 治 メ 玉 フ Ŧ 明 = 知 IJ 玉 匕 テ 力 ク 八

名 付 玉 フ 力 | 世 人 云 アヘ IJ 説 二八 伊 田 合 戦 = 軍 士 多 ク 死

召 テ 此 寺 ヲ 建 立 シ 玉 匕 テ 数 年 J 後、 大 樹 寺 | 名 ケ 玉 フ

シ

テ

戦

場

=

夜

々

光

者

ア

IJ

ケ

ル

ヲ、

親

忠

君イ

タ

八

シ

ク

悲

+

事

思

鈴 木 勝 次 郎 家 譜 云 明 応 \equiv 年 + 月 州 寺 部 伊 保

挙 母 八 草 • 上 野 等 城 主 率 雑 兵 千 進 来 ` 攻 岩 津 城

于 時 親 忠 君 即 催 卒 千 人 戦 ` 額 田 郡 大 勝 之

開 運 録 云 ` 明 応 年 + 月 ` 信 濃 勢 = 万 騎 押 寄 来 ` 於

井 田 野 大 合 戦 ` 得 勝 利 魂 魄 毎 夜 有 光 有 Щ 喚 声 ` 於

是 親 忠 君 招 請 勢 誉 上 人 建 仮 堂 創 七 日 七 夜 念 仏

吊命 之 中 略 改 此 仮 堂 為 寺 名 成 道 Щ 松 安 院 大 樹 寺

大 樹 帰 敬 録 云 明 応 年 + 月 ` 於 井 田 野 所 討 死 為

霊 建 大 樹 寺 ` 開 Щ 勢 誉 上 人 ` 初 鴨 田 村 西 光 寺 住 僧

御年譜云、 親忠創立大樹寺

附 尾 굸 成 道 Щ 大 樹 寺 開 Щ 勢 誉 上 人

謹 按 る に 当 寺 起 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ の 事 は 当 寺 ょ IJ 書 出 す の 外、 諸 書 に

明 応 年 な IJ ` 是 ょ 1) 御 当 家 \equiv 河 国 に 住 セ 給 ^ る

御 五 代 の 間 の 御 菩 提 所 な る 事 当 寺 古 文 書 其 外 に 委 U

又 当 寺 の 事 L る せ る 書 三河 国 葉 松 河 古 墳 記 河

雀 河 玉 古 里 名 郷 号 岡 崎 古 記 参 州 墳 墓 記 • 諸 河 記

等に出れはこゝに略す

御 年 譜 굸 ` 永 禄 \equiv 年 庚 申 五 月 大 + 九 日 ` 義 元 令

守 大 高 城 ` 此 日 信 長 与 義 元 戦 野 尾 州 桶 狭 間 ` 義 元 為

公 信 待 長 月 所 出 殺 ` 同 引 夜 兵 水 帰 野 \equiv 信 州 元 + 守下 日 至 告 \equiv 義 州 元 陣 死 於 于 大 大 高 樹 故 寺

二十三日復帰岡崎城

武 徳 大 成 記 云、 永 禄三年 今]][義 元、 駿 州 及 遠 州 \equiv

州

J

騎

公

兵 四 万 ヲ 率 テ 五 月 + 九 日 \equiv 州 池 鯉 鮒 = 至 ル 中 . 略

大 神 君、、 直 岡 崎 城 二八 入 玉 八 ス、 軍 ヲ 大 樹 寺 = 駐 人 給 フ

謹按るに、義元討死後

東 照 宮、 此 寺 に λ 御 ま L 三日 の 間 に 登誉 上 人 の 教

化

に

帰 ŕ 堅 信 御 聴 受 の 广 宗 門 の 血 脈 受 け さ セ 給 ひ、 猶

安 国 院 殿 の 御 法 号 を 受 さ せ 給 ひ U لح あ る は 此 時 な IJ 開

運 記 • 敬 運 録 浄 宗 護 国 篇 等 の 書 に 其 時 の 事 状 等 を 委

L < 出 す لح しし ^ لح も、 事 あ ま IJ 繁 け れ は、 却 て ١J か ۷ لح 思 ^ る

所 も あ れ は 出さす、 当 Щ は か < の ことき深 重 の 御 由 緒 に ょ IJ

て

こそ、元和二年

東 照 宮 御 遺 命 に ょ IJ 神 さ IJ 給 ひ U 御 時 千 部 御 法 会 を

開 か せら る、 御 奉 行本多豊後守・ 本多縫 殿 助 水 野 隼人 松 平

和 泉 守 • 丹 羽 勘 助、 諸 大 名 香 奠 を備 へられ 使 者 を 出 す、 尾 張

義 直 卿 別 て 御 追 善 の 御 法 事 を 添 勤 5 る、 此 時 又、 増 上 寺

に て も 千 部 御 法 会 諸 宗 諷 経 あ 1)

净 注 束

国家和 田西流 能見郷加白旗派

河

御

朱

印

高

百 石

常勅

紫 願

衣 所

能 見 Щ 瑞

雲

院

松

應

寺

寺 記 云、 天 文 + 八 年己 酉 三月六 旦 畄 崎 殿 逝 去 此 頃 合 戦 の 中 な

れ は、 是 を 隠 L 置 群臣 駿 河 玉 今 ||家 ^ 加 勢 を乞ふ、 此 時 近 隣 に

敵 織 田 方 に 味 又 は 内 通 の 族 も 少 からす、 中に も三宅 鈴 木 • 熊

谷 等、、 伊 保 足 助 挙 母 等 に あ 1) 7 敵 の 色 を 顕 は し け れ は 是 等 を

防 き の 手 段 あ IJ て、 密 に 夜 中 大 林 寺 境 内 薬 師 堂 に う L λ

奉 IJ 寺 僧 安 養 寺 末 寺 光 善 寺 を 勤 番 に 附 置 其 後 又、 夜 中 に

野 見 原 月 光 庵 隠 大 居樹 後寺 庵十 を世 結の ひ住 居持 の 前 に お l1 て 葬 送 あ 1) 程 な <

駿 河 国 ょ IJ 援 加 の 軍 勢 来 着 セ L か は 六 月 に 至 IJ 是 を 披 露 L

御 遺 骸 を う つ め、 表 葬 の 御 規 式 御 門 の 御 焼 香 等 あ IJ 然 れ

竹 لح 千 も 別 代 に 君 墳 御 廟 年 を 八 も に 構 て、 ^ られ 尾 張 す、 国 熱 唯 田 土 を に か 御 き 座 上 な け 1) 置 け 然 る るに三 の Ξ 河 此 玉 時 安

城 を 駿 河 玉 ょ IJ 攻 け る に ょ 1) 織 田 \equiv 郎 五 郎 を 生 捕 け れ は、 両 軍

評 議 談 合 の 广 Ξ 郎 五 郎 لح

竹 千 代 君 لح 人 質 の 引 替 す み 7

竹 千 代 君、 駿 府 に 御 下 向 に 定 IJ け る 其 時

御 父 君 の 御 廟 に 詣 て さ セら れ、 葬 儀 の 事 لح も 御 尋 の 上

御 歎 き 事 は な ま れ IJ は な 後 < の お し は る せ U L に か لح ۲ 1) 御 ま 手 た 自 人 小 心 松 定 を IJ 引 な せ 植 さ 駿 府 せ 御 5 下 れ 向 ഗ

Ź

御 念 言 な L 給 は Ź 松 平 家 繁 栄 せ は 此 松 成 長 ŕ 枝 葉 繁栄 す ^ き

方 に 向 \mathcal{O} て 根 さし 枝 L け る ^ しとな ij 永 禄 年 御 年 +九、 初 め て

出 崎 城 ^ 御 帰 座 あ 1) て の ち 御 父 霊 御 菩 提 の お h た め لح て、 新 に

御

悲

能 見 原 月 光 庵 の 地 に 宇 を 建 さ セ 5 れ 能 見 Щ 瑞 雲 院 松 應

寺 と 号 す、こ の 時 初 て 御 法 号 慈 光 院 殿 を 改 め 瑞 雲 院 殿 لح

号 L 奉 る、 則 庵 主 隣 誉 月 光 和 尚 を 開 Щ لح 定 5 る、 其 の ち 慶 長 + 六

年 ` 諸 堂 宇 再 建 被 成 下 下 略

宗 大 派 末

三 浄 洛 河 土 陽 国 額西本 田山山 郡流圓 岡 深 福 崎 草 寺

御

朱印

高百石

常紫

衣

拾 王 Щ 阜 光 院 大 林

寺

開 Щ 天盈良倪・ 上 人 大 和 尚

開 基 大 檀 那 畄 崎 城 主 西 郷 弾 正 左 衛 門 尉 信 貞

寺 記 굸 人 皇 百 Ξ 代 御 花 袁 院 御 宇 康 正 年 河 国 住 士

西 郷 弾 正 左 衛 門 尉 頼 嗣 額 田 郡 を 所 領 の 時 畄 崎 に 城 を 築 き 住 す

文 正 年 中 岩 津 城 主 松 平 信 光 君 五 男 松 平 紀 伊 守 光 重 こ れ を

攻 る 事 数 年、 終 に 光 重 討 勝 頼 嗣 降 を 乞 ひ 城 を 渡 L 近 辺 に 逼

塞 す、 光 重 城 主と な IJ て 後、 長 男 松 平 左 馬 之 助 親 貞 に 譲 与 ^ 5 れ

頼 自 嗣 5 薙 の 髪 息 λ 信 道 貞 L を 聟 栄 لح 金 L لح 畄 改 崎 め を 大 譲 草 る 江 移 信 る 貞 此 親 時 貞 先 父 西 の 郷 名 لح に 和 依 睦 て L

西 郷 弾 正 左 衛 門 尉 لح 改 め け れ と、 後 松 平 に 更 改 す、 是 光 重 の 後 な

る に ょ IJ て な IJ 此 時 当 城 を 改 築 す る に 及 ひ、 城 中 鎮 護 の た め

且 は 頼 嗣 追 善 菩 提 の た め 城 中 に 宇 を 建 開 し、 拾 玉 Щ 大 林 寺

لح 号 ŕ 兼 日 帰 依 の 僧 岩 津 妙 心 寺 二 世 天 盈 良 倪 上 人 を 開 袓 لح

仰 Ź 是 明 応二年 丑三月な) (1 其 比 () 安 祥 城 主 世 良 田 清 康 君、、 当

国 の 諸 士 を な つ け 強 き をうち 降 る を う け 給 ^ は、 自 然 لح 権 威 備

は IJ 遠 近 風 を 望 E 伏 L け る に、 信 貞 又 兵 権 を た < ま U く し て、 弱 を

うつ の 勢 あ IJ け れ は、 其 中一 門 な れ لے も む つ ま しからす、 此 時 良 倪

上 人、 道 徳 に 長 ŕ 国 士多 < 帰 依 あ IJ U か は 清 康 君 • 信 貞 共 に

常

に

ま

ね

き

法

義

を

聴

聞

あ

5

れ

け

る

に

そ、、

ゃ

か

て

両

家

和

平

を

لح

1)

扱 ひ、 信 貞 息 女 於 波 留 姫 を 清 康 君 に 嫁 セ 5 れ、 両 家 和 睦 あ IJ

信 貞、 老 後 城 を 清 康 君に 譲 ı) 自ら 退 隠 ŕ 南 明 大 寺 村 に 姒 栖 L

大 永 五 年 酉 七 月 廿 二 日 쭈 去、 大 林 寺 に 葬 送 し、 法 号 泰 叟 昌 安

禅 定 門と名く、 依之 清 康君当寺 再建 被成 下 新 に 仏料 を 加 賜之

謹 按 る に、 此 縁 由 に ょ) (1 於 波 留 姫 願 に ょ IJ 清 康 君 逝 去 の

時 分 骨 あ IJ て 葬 儀 取 行 は れ U な る ^ L 於 波 留 姫 は 天 文 +

七 年 申 月 + 六 日 掩 粧 当 Щ に 葬 送 あ) ' 法 名 華 捳 院 芳 月

清 春 大 姉 と号す、 照 翁 上 人 引 導 を 勤 む 依 て 廣 忠 君 逝 去 L

給ひし時、御滞棺等の事ありしとそ

小 林 勝 之 助 正 陽 譜 굸 ` 先 袓 平 左 衛 門 尉 重 次

清 康 君 奉 仕 之 刻 享 禄 四 卯 年 秋 \equiv 州 額 田 郡 能 見

紀伊守重定石碑大林寺境内造立

野

拾

玉

Щ

大

林

寺

清

康

樣

御

再

建

之

刻

仍

命

元

袓

浄 洛 陽 大 本 Ш 員 深福 寺 派 末

御 朱 ΕŊ 高八十二石九斗余

外

御

朱印十二石寺中嘉

勝

軒

分

村

Щ

或

豐

囙

法

蔵

寺

Ξ 河 土 宗 玉 西 宝 Щ 飯 郡 流 Щ 草

勅 願 所

当 玉 同

派三檀林之中

開 Щ 教 空 上 人 龍 藝 大 和 尚

寺 記 云、 日本武 尊、、 東 夷 征 伐 の 時、 当 Щ の 頂 を **詠**なが めら るゝの 時、 赤

天 白 照 色 太 の 神 雲 を 錦 遥 の 拝 旗 L の こ 中 とく 略 震撃(あいたい) 大 宝 年 せ 中 る 行 を 基 見 菩 に 薩 ょ 1) 寺 峯 を 開 に き の ほ 出 1)

暗くなっているさま。ま。雲が日を覆って薄【靉靆】雲のたなびくさ

生 寺と名つく、 中 略 永 享 Ξ 年、 開 Ш 教 空 龍 藝 上 人 初 7 浄 土 宗 に

改

め、

堂

宇 を

再

建

の

時

松

平

親

氏

君

兼

て

当

Щ

観

音

を 信

敬

在

旧考余録 \equiv

5 せ 5 れ、 常 に 参 詣 ŕ 自 5 大 般 若 経 を 書 写 U 観 音 の 宝 窟 に 納

願 書 を 籠 5 る 其 後 信 光 君 本 堂 を 建 さ せ 5 れ 御 祈 願 所 料 لح

L て 永 +貫 文 を 寄 附 の 广 寺 縁 を 尊 信 の あ ま IJ ` 其 こ ろ 洞 院

實 熈 公 帰 京 の 時 ` 玉 人 لح も に 送) (1 当 玉 の 目 代 لح な IJ 給 ひ L

時 在 京 中 観 音 の 由 緒 寺 門 の 久 遠 な る を 奏 聞 あ IJ て

勅 額 を 乞 ひ 勅 願 所 لح な L 給 ふ ` 其 後 天 文 + 八 年 酉 正 月

東 照 宮、 当 Щ ^ λ 御 Ξ 月 迄 御 常 在 遊 は さ せ 5 れ、 御 手習等

なし給へり 下略

謹 按 る に 此 四 筃 寺 法 義 の 浅 深 寺 産 の 多 少 は 差 別 あ IJ لح

しし へとも 御 当家 に 御 由 緒 の 厚 薄 は 他 寺 に比 すへく も非 す、 故 に

畄 崎 殿 の 御 廟 各 Щ に 造 営 あ る 事 ま か ふ ^ < も あ らさる

大 樹 寺 • 松 應 寺 に て 御 追 遠 御 法 事 ` 差 別 あ る 事

大 樹 寺 記 굸 ` 天 承 九 巳 年 瑞 雲 院 樣 + Ξ 回 御 忌 為 御 追 福

百 人 扶 持 を 賜、、 大 衆 三ヶ 年 常 法 幢 被 仰 付 候

慶 툱 \equiv 戌 年 五 + 回 御 忌 ` 従 関 東 被 仰 越 百 人 扶 持 被 下 之

八 年 御 贈 官 位 奉 改 号 大 樹 寺 殿 ` 此 時 之 П 宣 通

慶

長

宣旨一通当寺住持頂戴之仕候

慶 安 元 子 年 百 回 御 忌 千 部 修 行 被 仰 付

弐百枚 上使 上使 人名 河 八 河 三 語 人 名 清 一 人 名

松

平

. 越

中守

銀

銀

五拾

枚

大納言様

御名代

大久保豊前守

御法会奉行 松平主殿頭

御賄方 鳥山牛之助鈴木八右衛門

御 台 樣 御 簾 中 樣 御 三 家 方 御 家 門 方 ょ IJ の 御 香 奠

御名代有之

元 禄 + -寅 年 百 五 拾 回 御 忌壱千 部法 要 被 仰 付之、 為 御 布 施 青 銅

弐 千 貫 文 • 米 五 百 俵 被 下 置 之、 此 外 御 香 奠 等 八 如 前 条

銀

弐百枚

勤番 水野豊前守御名代 青山下野守

御賄御代官 大草太郎左衛門 万年三左衛門

延 享 五辰年弐 百 回 御 忌之節者、 依 御省略 之 御時節、 五 百 部 御 法

会可仕旨にて金四百 両被下置、御香奠御三家方其外迄諸事御減少

	寛政十午年二百			銀 二 拾 枚	銀三拾枚	銀五拾枚	
	五十回御法			大御所様	大御所様		
御名代	会五百部被	御 賄 方	勤番	御名代	御名代	御名代	
松平伊賀守	仰付之	天野助次郎	水野監物	同人兼	同人兼	牧野駿河守	

御香奠有之

御三家方・御三卿方其外御家門より御代拝

勤 番

本多中務大輔

大樹寺に御再建御廟石不同之事

大
樹
寺
境
内
御
廟
石
之
分

清康公石塔	信忠公石塔	長親公石塔	親忠公石塔	信光公石塔	泰親公石塔	親氏公石塔
六 尺 一 寸	五尺九寸	六尺一寸	六尺七寸	四尺八寸	三尺八寸	三尺三寸

廣

忠

公

石

塔

五

尺

謹 按 る に 親 氏 君 泰 親 君 の 御 廟 所 は 前 に 出 セ るこ と く

松 平 村 高 月 院 に あ IJ 信 光 君 の 御 廟 所 は 岩 津 村 信 光

明 寺 に あ IJ 親 忠 君 大 樹 寺 を 開 か セ 5 れ 当 寺 に 御 送; 葬▽

あり

ょ

IJ

御

代

々

の

御

廟

地

لح

定

め

させらる、

仍

て 元

和

三年

台 徳 院 殿 当 寺 境 内 に 御 八 代 樣 の 御 L る L を 御 再 建

仰 付 5 れ て 御 供 養 • 御 祭 薦 仰 出 さ れ U 事 ` 御 追 遠 の

御 厚 誠 を つ くさ せ 5 れ 御 子 孫 御 繁 栄 御 祝 祷 の 御 高 慮

御 は る 石 か 塔 に 御 親 代 忠 々 君 樣 の 御 不 御 同 遺 慮 あ を IJ 継 せ 道 給 幹 ^ 樣 る も な U 5 当 h歟 Щ ^ 且 葬 此 L 奉

5 は ١J か て か 툱 親 君 清 康 君 ょ IJ も 御 た け ひ き < 造 5 セ

5 る き、是 御 葬 地 は 松 應 寺 に て 御 霊 牌 所 を 当 Щ لح 定 め

さ せ給 ひし ゆゑ、 御 石塔はかくのことくに造らせられ、 高 月院・信光

明 寺 松 應 寺 に 御 廟 所 あ 5 セ 5 る د ح しり ^ とも 御 代
4
樣

御 菩 提 所 の 御 趣 意 を 継 せら れ、 当 Щ に 別 建 な L 給 ^ る 事 当

Щ は 余 の 御 菩 提 所 に 混 せ さ る 規 模 な) ` 是 全 < 度
7
厭 欣 の

御 旗 を 出 L 御 軍 事 に あ つ か IJ 御 家 に 御 由 緒 深 き 所 の

いさおしなるへし

御 院 号 を 称 せ す U て 御 道 号 を 唱 ふ る 事

御 当 家 の 御 例 御 代 々 樣 は 勿 論 Ξ 河 御 八 代 樣 も 悉 <

御 院 号 を 以 て 是 を 称 L 奉 る 事 是 普 通 の 儀 な) ` 凡 そ 御 院

号 を 称 L 給 **^** る 事 御 容 易 の 儀 に な < 禁 中 に 准 セ 5 れ 誠 以

目 出 度 御 事 な 1) 然 る に 瑞 雲 院 君 の Ξ 是 を 称 せ す、 直 に

御 道 号 を 以 道 幹 樣 لح 称 L 奉 る 此 儀 は 既 に 上 に 出 か こ とく

慈

光

院

殿

瑞

雲

院

殿

と 二

の

御

称

号

在

せ

5

れ

後

大

樹

寺

殿

لح

号 L 奉 る上は、 前 の 御 院 号に も まされ、 又改 め 5 れ U を L 5 な 者 も

あ れ は、 た ۷ 大 樹 寺 樣 との Ξ 称 し 奉 る 時 は 別 に 憚 らせ らる ^ き 事 八

あ る ま L け れ と聞 た か ^ 事 まきれ h 義 なと あ IJ 7 後 々 に 61 た 1) 61 か 7

な لح 思 召 れ L 事 あ IJ L に き 出 崎 殿 は か IJ に は 御 院 号 を

称 た せ す し L て 御 位 御 牌 当 等 家 に 御 は 代 始 大 ょ 樹 IJ 寺 道 應 幹 政 君 道 と の 幹 大 Ξ 居 称 士 L لح 奉 是 る あ な IJ IJ

۷

傳 通 院 御 方 仮 御 法 号

知 恩 院古記 _天 慶 長 七年八月廿九日、 於伏 見 御

家

康

樣

御

実

母

於

大

樣

御

逝

去

依

之

於

当

Щ

御

葬

送

被

仰

付

城

御 導 師 満 誉 尊 照大僧 正 御 中 陰 御 法 会、 千 部 御 修 行 御 年 七 五

其 後 奉 命 水 野 日 向 守 勝 成 松 平 隠 岐 守 定 勝 御 供 而

徳 泰 院 樣 関 東 武 蔵 玉 江 御 下 向 六 役 者 • Щ 役 者 も 御 送 奉 申 上 之

武 徳 大 成記 云、 慶 長 七年 八 月 甘 九

神 君 J 御 母 堂 水 野 氏 逝 去、 歳 七 十五 傳 通 院 殿 ト称ス、

神 君 伏 見 ヲ 出 テ 江 戸三 帰 給

慶 長 年 録 굸 慶 長 七 年 壬 寅 八 月 上旬よ IJ

> できや墓穴堀のことを いう地方が多いが、葬 いう地方が多いが、葬 いう地方もある。 「山役者」江戸時代、村 中入会山の材木を対象 中入会山の材木を対象 ではきれた小物成。… に課された小物成。… に課された小物成。… の主要な役の名。

ない。が妥当かどうか分から

旧考余録 Ξ

伏見にて

御 大 方 樣 御 病 気 同 廿 九 日 御 年 七 + 五 に て 御 他 界 被 成 候 是 者

河 国 苅 谷 城 主 水 野 右 衛 門 太 夫 殿 لح 申 人 の 御 息 女 也

家 康 公、 殊 之 御 外 御 愁 傷 被 遊、 御 死 骸 は 江 戸 ^ 御 卜 小 石 Ш の 寺 に 7

御 葬 礼 可 被 成 由 御 遺 言 也、 右 の 小 石 |||傳 通 院 は 浄 土 宗 中 興 の

了 誉 上 人 御 開 基 の 寺 也 然 共 先 方 の 代 に 当 玉 当 所 乱 世 に て 久

敷 学 匠 能 化 も 無 之、 就 中 天 正 +八 年 小 田 原 陣 の 時 八 王 子 筋 ょ IJ

上 方 敵 軍 等 乱 入 U て、 此 辺 の 寺
7
在 々 所 7 焼 払 申 候 間 弥 々 此

寺 亡 所 と成 候て、 寺 の 門 前 意 光 庵 • 乗 玉 庵 • 上力 寺 抔 لح 申 て 寺 僧 の

寮 少 々 残 ij 寺 の 形 わ つ か に 残 1) 申 計 候 処、 当 御 代、 御 打 入 の ۷ ち

御

鷹

野

に

御

座

被

成

御

覧

被

遊

急

々

御

取

立

被

成

寺

を

御

建

立

として仏菩薩をいう。他を教化できる者、主【能化】仏語。師として

あ IJ て 御 袋 樣 之 御 菩 提 所 に 可 被 遊 لح の 儀 に て、 御 崇 敬 被 遊 候 也

晦 日 に 伏 見 ょ 1) 御 体 を 御 輿 に 7 御 下 水 野 日 向 守 • 松 平 隠 岐 守

以 下 御 門 衆 御 供 に て 九 月 + 日 に 江 戸 ^ 御 下 向 同 + 六 日 小

石 Ш の 寺 ^ 御 さ 7 同 + 八 日 小 石]]] 大 塚 の 原 に 7 御 葬 礼 寺 ょ 1)

西 に 涅 槃 堂 あ IJ ` 夫 ょ IJ 御 葬 礼 لح の 間 六 地 蔵 堂 を 立 5 れ 火

屋 の 幕 は 紗 綾 黄 色 ` 水 引 は 金 襴 な 1) 御 棺 は 萌 黄 の 金 襴 天

蓋 も 同 色 萌 黄 紗 に 7 張 申 候 灯 篭 兀 + 八 未 敷 開 敷 の 蓮 花 日 光

月 光 其 外 美 麗 の 粧ぎ IJ 凡 近 代 無 双 の 御 葬 礼 な 1) ` 御 導 師 源 誉 上

人、 御 法 号 傳 通 院 殿 光 岳 蓉 誉 知 香 大 禅 定 尼 同 廿 日 ょ 1) 諸 宗 の

出 家 参 詣 誦 経 有 之、 四 + 八 日 之 間 御 法 事 頓写(となしゃ) 大 念 仏 有 之

【頓写】急いで書き写すこと。追善のため、一こと。追善のため、一三として法華 録を一日で書き写すこ 余余経を一日で書き写すこ 余余と。漸写に対していう。考

浄 僧 筆 記云、 徳 泰 院 樣 九月十三日 伏 見 ょ IJ 御 下 棺 三 付、 観 智 玉 師 江

被 仰 付 九 月 廿 日 ょ IJ 四 + 八 夜 別 時 念 仏 被 仰 付 此 間 法 問

頓 写 奉 事 讃 • 六 時 礼 讃 部 妙 典 奉 修 之、 玉 師 御 法 号 被 奉 改 之 奉

称 傳 通 院 樣 是 遠 国 ょ IJ 御 伝 駅 関 東 御 通 行 有 之 候 = 付 其 段

御 伺 被 有 之、 尤 記 主 禅 師 制 作 之 傳 通 記 之 書 名二 被 拠 之 由 御 達 有 之

傳 通 院 大 夫 伏 見 城 に て 御 逝 去 の 時 洛 東 華 頂 Щ 知 恩 院 に 7

御

葬

送

あ

IJ

`\

御

導

師

大

僧

正

満

誉

尊

照

大

和

尚

御正

猫子院

此

時

徳 泰 院 樣 لح 称 し 奉 IJ L لح な IJ 夫 ょ IJ 水 野 日 向 守 勝 成 • 松 平

隠 岐 守 定 勝 御 供 に て 関 東 ^ 御 渡 棺 あ 5 せ 5 れ 小 石 |||大 塚

に て 荼 毘 L 奉 1) 御今 荼 智 毘 香 寺 の 光 岳 地 な 1) は 無 量 Щ 寿 経 寺 を 御 再 建 に

及 ひ 給 ひ て 再 ひ 増 上 寺 第 十二代 の 貫 主 普 光 観 智 玉 師 源 誉

存 應 大 和 尚 台 命 に ょ IJ 御 導 師 を つと め 5 れ 諸 檀 林 を 始

寺 院 所 化 を 招 か せ 5 れ 御 葬 事 御 法 会 の 時 に 及 ひ て 今 の

御 称 号 に は 改 め 5 れ L な 1) 依 て 今 も 華 頂 Щ 御 影 堂 の

徳 泰 院 の 御 法 号 を L れ る も の ま れ な れ は こ にァ 出 す

御

右

の

方

に

は

傳

通

院

君

の

尊

牌

を

安

置

L

あ

) `

方

今

の

人